

○渋谷英彦委員長 では、皆さん、おはようございます。

予算決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査順序は、こども未来部、健康福祉部、市民環境部の順に進めます。

それでは審査に入ります。

認第10号「令和2年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、こども未来部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言願います。

まず最初に、1番、岡田光正委員。

○岡田光正委員 それでは、2款1項28目、衛生費国庫等返還金についてお聞きしたいと思えます。一応事前に内容について細かく教えていただきましたので、細かい点については結構でございます。

ただ、問題は令和元年度の、要は手当交付金であるとか、それから子育て支援事業交付金であるとか、そういったもの全てが細かい、幾つも幾つもあるわけですけども、それぞれが確定したことによる返還だということが分かりました。しかしながら、例えば他の国庫金、あるいは県負担金等の補助金等を見ますと、極力使い切ってしまう、使い切るだけのものを要求していくというようなことになるわけですけども、全般的に、特に令和元年度の子どもの手当支援交付金の確定でもって2,738万円も返還があるということがあったのですけれども、これなんかでも、いわゆる目論見と実際にやった差異、そういったものはどうして起こったのか。それから、また今後これについて、できるだけ国庫のほうに、あるいは県の負担金を的確に頂く方法を考える際に何か工夫がないのか、教えていただけたらありがたいと思えます。

○藤野 大子育て支援課長 御回答いたします。

まず、今回の4,709万2,875円の返還金のことにつきましては、額の大きかったものにつきまして、それぞれの担当課のほうから御説明はさせていただきますが、ただいま委員のほうからございました令和元年度子ども・子育て支援交付金の額の確定に伴う返還金は、委員からありましたとおり2,738万円でございます。この交付金につきましては、子育て支援課、それから保育・幼稚園課、こども相談センター、家庭・子ども支援課、健康づくり課の5課が担当する事業、合わせまして12事業が対象となっております。

それで、この事業の中で返還が多くなったものは、新型コロナウイルス感染症感染対策のために放課後児童クラブに対する備品購入等に要する補助金でありまして、この補助金は1支援の単位当たり50万円を限度とするものでございます。国への交付申請につきましては、33の支援の単位がある放課後児童クラブにおきまして、50万円の限度額まで申請を行いまして、合わせると1,550万円の申請を行い、交付決定を受けたところでございましたけど、実績額は547万3,154円でございます。限度額まで活用したクラブが少なかったことが理由と考えておりまして、これによって1,002万6,846円を返還したものでございます。

次は保育・幼稚園課になります。

- 織原由香利こども未来部次長 保育・幼稚園課に係る児童福祉費国庫等返還金についてお答えいたします。

児童福祉費国庫等返還金4,709万2,875円のうち、保育・幼稚園課分の国庫返還金が4件ございまして1,078万6,489円、県費の返還金が3件で430万2,841円でした。

返還額が大きかったものについて御説明いたしますけれども、保育所等に対する施設型給付費等に対する国庫負担金である令和元年度子どものための教育・保育給付交付金の額の確定に伴う返還金が577万4,466円、同じく施設型給付費等に対する県負担金である令和元年度子ども・子育て支援給付費の確定に伴う返還金が239万9,829円でした。

返還が生じた理由でございますが、交付申請を教育・保育施設の見込み利用児童数や概算で見込んだ加算により交付決定された国庫8億533万5,647円、県費3億4,159万8,309円がそれぞれ令和元年度内に交付されましたけれども、施設利用人数や給付費の加算率等が見込みより少なくなりまして、実績報告で交付確定を受けた額は、国庫が7億9,976万1,181円、県費が3億3,919万8,480円となり、差額を返還したものでございます。

次はこども相談センターになります。

- 岡村 昇こども相談センター所長 それでは、こども相談センターのほうの説明をさせていただきます。

こども相談センターの国庫等返還金につきましてではありますが、事業としては2つあります。1つ目は令和元年度児童入所施設措置費の国庫負担金及び県負担金でございます。こちらのほうは、当初予算的には使うだろうと予定していた分につきまして、実績がなかったため、精算により返還するということになりました。国のほうで152万7,622円、県のほうに対して76万3,811円返還するものでございます。

2つ目は、令和元年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助金でございます。こちらについては児童虐待・DVに関わる経費に対しての国の補助金でございます。その中に人件費の対象になっておりまして、会計年度職員を採用する日数が当初より減少したため、人件費の減少ということで返還するものでございます。

こども相談センターにつきましては以上でございます。

全体では、民生費国庫等返還金についての説明とさせていただきます。

- 渋谷英彦委員長 では、次に行きます。

2番、岡田委員。

- 岡田光正委員 それでは、続いて申し訳ございません。

その中で、児童福祉費の中の3款2項1目の民間保育所障害児保育補助金、こちらにつきまして、令和2年度の予算は908万4,000円に対して四百何万円少ないということで、執行率がかなり低いわけですがけれども、この特に理由といたしますか、それと、この補助対象児の基準、もう一度教えていただけたらありがたいなと思います。

- 織原由香利こども未来部次長 それでは、岡田委員の質疑にお答えいたします。

令和2年度の当初予算額、民間保育所の障害児の補助金についての予算額は、前年度の実績と過去3年間の平均の伸び率を踏まえまして算出したしております。その際、特別児童扶養手当支給対象児童数は8名、軽度障害児を5名とし、それぞれ12か月分を見

込みました。実績としましては、特別児童扶養手当支給対象児童が5名、合計月数として52か月、軽度障害の対象児童が3名、合計月数として36か月分であったことから、予算が対して執行額が少なくなっております。

補助対象児の基準についてでございますが、児童が特別児童扶養手当の支給対象となっている場合を特別児童扶養手当支給対象障害児に、公的機関が心身の障害を有すると判断や診断をし、病院などで治療を継続している場合を軽度障害児として対象としています。

以上でございます。

○岡田光正委員 内容につきましては分かりました。実際のところ、今、民間保育所のほうで、基本的に障害児の受入れというのは数園だというふうにお聞きしておりますけれども、全体的にやはりこれから障害を抱えた子どもたち、増えてくる可能性もありますので、これを機会にもう一度確認をしていただいて、できるだけ受け入れていただける保育所が増えるように、ぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、3番、川島委員。

○川島 要委員 私からは、歳出、3款2項1目、次世代育成支援対策事業費のうちのファミリーサポートセンター事業費について伺います。

まず、この区分表が、説明書中に表がありまして、依頼会員数が705人で提供会員数が129名ということで、延べ利用回数が2,847回あったということでございますけれども、利用回数に対して提供会員の数というのが非常に少ないかなというふうに感じるのですが、運営上、特にサービスが提供できなかったとかというような事例はないのか、また、何か今の体制で支障があるかないか、伺います。

○藤野 大子育て支援課長 ファミリーサポートセンターの利用の関係でございますけど、まず、月平均の利用回数で依頼している実の会員数は30人前後でありまして、これまでサービスを提供できなかったということは承知してございません。

以上でございます。

○川島 要委員 ありがとうございます。

例えば、今後提供会員を増やしていくというような取組というか、お考えはあるのでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 提供会員を増やす取組としましては、毎年度2回ほど提供会員の募集をさせていただいて研修の機会を設けております。引き続きこういった研修の機会を継続させていただいて、提供会員を増やしていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次に行きます。

4番、深田委員。

○深田百合子委員 認可保育所等給付費と私立保育所運営費は認可保育所に関係するので一括して伺います。

1、認可保育所の待機児童数及び隠れ待機児童数、2、保育士の確保状況はどうか、3、年度途中で地域型保育事業から認可保育所への変更した人数はどうか。4、認可保

育園増設の検討は令和2年度でされたか。

以上、伺います。

○織原由香利 ども未来部次長 それでは、深田委員の質疑にお答えいたします。

まず、認可保育所の待機児童数及び国の定義で待機児童認定とされていない具体的な待機児童数についてでございますけれども、令和3年4月1日時点における市内保育施設の待機児童数はゼロ人でございます。また、国の定義による待機児童に含めない児童数は120名です。

次に、保育士の確保状況についてでございますが、保育施設に対する施設型給付等の給付に当たり、決められている職員の配置基準がございます。各保育施設で受け入れた園児数に対しまして、この保育士の配置基準は満たしてございました。

次に、年度途中で地域型保育事業から認可保育所への変更人数ですが、令和2年度の途中で地域型保育事業から認可保育園へ転園した人数は10人ございました。

続きまして、認可保育園増設の検討についてでございますが、令和2年度にスタートいたしました第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画の中で、本市における教育・保育の適切な量の確保につきましては、令和6年度までの需要を推計した上で、現状の量の確保の状況で対応が可能であることから、増設は検討しておりません。

以上でございます。

○深田百合子委員 待機児童数がゼロということはほっとしましたけれども、反対に隠れ待機児童数、国の定義にふくまれない潜在的な待機児童数が120人ということはちょっと多いと思うんですが、どのような理由でその人数になったのか分かりますか。

○織原由香利 ども未来部次長 潜在的な待機児童の内訳でございますけれども、幼稚園の預かり保育等を利用されている方、幼稚園へ行かれています方が26人、保育のことで、特定の保育施設を希望するということが22人、あと、育児休業中の方が32人、求職活動を、入れば働きたいということで申し込まれている方が21人、ほかは、あと認可外保育施設が4人と、あと企業主導型保育事業でございますが、認可外扱いになりますけれども、そちらが15人です。

以上でございます。

○深田百合子委員 大体分かりました。

特定の保育園ということは、家から近いところとか、優れた保育をやっているところを、お母さんの希望する保育園に入れたいという、そういう思いがあると思いますので、できるだけ希望に沿った保育入所ができるといういいなと思ったのですが。

それから、年度途中で地域型保育事業から認可保育所に変更した人数が10人いらっしゃるということで、主要施策の75ページの地域型保育事業の人数を見ますと、やはり地域型なので1施設に10人以下の小規模になっていると思いますが、小規模から認可保育所に移動すると、またかなり経営的にもどうなのかなと心配になりますが、その辺のことはどうなんでしょうか。

○織原由香利 ども未来部次長 小規模保育施設から認可保育所に転園された後、また、御希望されている方がいらっしゃいますので、その方であるとかということで、入所児童が最終的には定員を満たすぐらいに入所をされているので、大丈夫だと考えております。

○深田百合子委員 分かりました。退所をして移動しても、また新しい、隠れ待機児童とかがまた希望して入って充足しているということで受け止めました。

それで、去年は特に新型コロナウイルス感染症で、かなり子どもたちの感染は、今年に入ってからは心配になったのですけれども、この認可保育所で1つ、やっぱり200人近いところがある、そして、公立保育園でも250人を超すという、やっぱり大きい保育所が大変感染のときに心配になります。そういった意味でも、子育て支援計画、令和2年度から令和6年度で作り直したけれども、現在の状況が違いますので、やはり子どもの安全・安心を守る上でも、例えば地域型保育事業のところから発展して認可保育所に発展させて変えるとか、今の現在の認可保育所をもう少し分離して、もう一つの第2園、第3園の保育園をつくるとか、そういうことが今求められていると思いますが、どうでしょうか。

○織原由香利こども未来部次長 現在はそのような考えはございませんで、地域型保育事業を幼稚園と連携して対応していただいているので、それをうまく利用した希望者の方を利用調整していきながら……。

○渋谷英彦委員長 織原次長、マイクをもうちょっと上げてくれんか。

○織原由香利こども未来部次長 現在は計画に沿った対応をしていく考えでおりますので、地域型保育事業と幼稚園の連携を、幼稚園が連携施設になっておりますので、それをうまく利用調整していきながら、皆様の保育を利用していただくような形を整えていきたいと考えております。

○深田百合子委員 地域型保育所事業は変更することはないということで、幼稚園との連携でやっていくので、認可保育園に移行するということは考えていらっしゃるということですよ。そうすると、やはり現在の認証保育所の大規模化をもう少し、子どもの安全を考えて今後分離することを、人数の適正化というのをもう少し考えていただきたい。以上を申し上げて質疑を終わります。

○渋谷英彦委員長 では、次に行きます。

5番、鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長 ちびっこ広場維持管理費について伺います。

主要施策概要報告書77ページにこの事業が載っておるわけですがけれども、土地借上料として23広場、770万2,781円と記載をされておりますけれども、その内訳と算定についてお伺いいたします。

○藤野 大子育て支援課長 まず、ちびっこ広場の土地への借上料の内訳についてでありますけど、借上料の対象となりますちびっこ広場は23か所、土地所有者は43人、筆数は75筆であります。

それと、借上料の算定方法についてでありますけど、市街化区域内にある土地につきましては、平米当たり150円を掛けた額に固定資産税相当額と、それから都市計画税相当額を加えた額としております。市街化調整区域内にあります土地につきましては、平米当たり110円を掛けた額に固定資産税相当額を加えた額としております。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それこそ今、課長からも答弁いただいたわけなんですけれども、長年ちびっこ広場の

土地として提供している土地所有者の皆さんの中には、やっぱりだんだん年齢を重ねて、いよいよ次の世代へ相続ということも考えていらっしゃる、あるいは悩んでいらっしゃる方もおいでになるわけですが、今後そういった課題につきましても、ぜひ検討のテーブルに乗せていただけますように、まず1点目はお願いをしておきます。

再質疑ですが、自治会で管理をいただいているわけなんですけれども、様々御相談を受けるケースがありますけれども、どんな課題があるのか、お伺いをいたします。

- 藤野 大子育て支援課長 先ほど委員のほうからあった、相続における地元の借手の貸し借りとか合意調整というのも1つの課題であるというふうに考えておきまして、もう一つ、自治会が管理している上で課題としては、やはり地域の高齢化、それから少子化の進行などに伴いまして、一部設備などが老朽化しているというような状況がございますので、それを適切に更新していくということが課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

- 鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

ちびっこ広場によっては遊具を設置していただいているところもあれば、全くほぼ更地みたいな、遊具も全くない広場もあるわけなんですけれども、今課長がおっしゃっていただいた遊具の更新という部分で1点お伺いしておきたいと思っておりますけれども、これは市のほうで設置をした部分については更新、あるいは、地元とか土地所有者が御厚意で設置をいただいた遊具についての更新も含むのかどうなのか、お伺いいたします。

- 藤野 大子育て支援課長 先ほど御答弁させていただいた設備というところなんですけれども、具体的に言うと、例えばネットとかフェンス、こういったところの老朽化が進んでいるというところで、適切な投資が必要だということでお答えさせていただきました。

以上でございます。

- 鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それじゃ、遊具についてはどうでしょう。

- 藤野 大子育て支援課長 基本、遊具の設置は、ちびっこ広場の整備の該当にはしてございません。

以上でございます。

- 鈴木浩己副委員長 分かりました。

たまにやっぱり置いてあるところもあるんですけど、そういう遊具、例えば都市公園なんかで遊具が腐食をしていて子どもたちがけがをしたという場合の賠償責任は、当然公園管理者である市が持つわけなんですけれども、ちびっこ広場辺りで、市が考えているように、遊具は基本設置をしないということなんですけれども、たまにやっぱり遊具も見かけるわけなんですけれども、そういうところの管理責任みたいなものというのはどこになるんでしょう。

- 藤野 大子育て支援課長 まず、年間の維持管理費については、市のほうから管理を行っていただいている自治会のほうに委託料という形で負担をさせていただいておりますので、その中で保険等の対応をいただいているという状況がございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次に行きます。

6番、岡田委員。

○岡田光正委員 岡田光正です。

次の歳出、3款2項5目のターントクルとまとびあ整備事業につきましてお聞きします。

これは昨年度、大型遊具の設置がされまして、状況が変わってきたわけですが、その後の利用の状況はいかがなものか。また、利用者の年齢層が一部変わったというようなくわさも聞かれたわけですが、どんなものなのか教えてください。

○藤野 大子育て支援課長 ターントクルこども館とまとびあの利用状況についてでありますけど、令和2年11月末に設置をいたしました大型ネット遊具設置以後、本年8月末までの9か月間の利用人数は2万4,919人でありました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、現在も入館者や、それから人数も制限をしているところもありまして、単純に前年比、それから前々年比とは比較はできませんが、多くの子どもたち、そして保護者の方々に御利用いただいているものと考えております。

それから利用者の変化という話ですが、とまとびあは児童センター、いわゆる児童館に子育て支援センターが併設されておりますので、18歳未満の子どもたち、その保護者が利用していただける施設でございます。大型ネット遊具設置以降の年齢層等の変化という話がございますけど、未就学児、それから小学校低学年の児童、それから高学年の児童、中学生、高校生の年齢構成で毎月の利用割合を検証してみましたが、大きな変化は見られませんでした。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、7番、深田委員。

○深田百合子委員 それでは、ターントクルこども館建設事業費について伺います。

1、令和2年度の進捗率はどうか。2、建設事業費の内訳。特に施設の報酬、旅費、需用費、委託料、工事請負費、備品購入費の内容を伺います。3、委託料、工事請負費の繰越明許費の内容を伺います。4、施設管理運営計画に基づく開館等準備業務の内容。

以上、伺いたいと思います。

○藤野 大子育て支援課長 まず、令和2年度末の建物の建設工事の進捗率は73.8%でありました。

次に、建設事業費の内訳の主な内容についてであります。報酬108万5,484円につきましては会計年度任用職員1人の給与であります。

それから、旅費10万415円につきましては、会計年度職員の通勤手当、駐車場手当が9万2,455円、職員の出張旅費が7,960円であります。

次に、需用費の102万2,451円につきましては、消耗品費が17万5,451円、修繕費が84万7,000円あります。

次に、委託料3,014万4,550円につきましては、こども館の来館者の誘導サインの計画検討、それから設計業務委託として209万円、それから債務負担行為、令和元年度こども館開館準備等業務委託の令和2年度分の支払い2,199万1,750円、同じく債務負担行為、令和元年度こども館ディスプレイデザイン整備管理業務委託の令和2年度分の支払い590万円、こども館来館者誘導看板の制作設置業務委託に16万2,800円あります。

次に、工事請負費 4 億 4,270 万円につきましては、いずれも債務負担行為になります。債務負担行為、令和元年度子ども館建設工事の空調設備工事の令和 2 年度分の支払いとして 4,740 万円、同じく給排水の衛生設備工事の令和 2 年度分の支払いとして 1,770 万円、それから電気設備工事の令和 2 年度分の支払いとして 5,630 万円、それから最後です。建築工事の令和 2 年度分の支払いとして 3 億 880 万円です。続きまして、令和 2 年度の早川線の道路築造工事の前払い金として 150 万円、それから、令和 2 年度の子ども館駐車場の築造工事の前払い金として 1,100 万円です。

備品購入費の 1,320 万円につきましては、これも債務負担行為になりますが、令和元年度の焼津市ターントクル子ども館の遊具等の製造の令和 2 年度分の支払いでございます。

次に繰越明許費につきましては、建築工事におきまして、新型コロナウイルス感染症への感染リスクの低減のために、現場従業者の数を作業区域内に密集させないという程度まで減らすこととしたものです。管理業務委託や、それから関係する他の工事も含めまして、年度内に完成しない見込みとなったことによるものでございます。

次に、令和 2 年度の開館等準備業務の内容についてであります。まず、運営構築業務としておもちゃ美術館の運営計画の検討、それからえほんにおける図書の配架計画、それから選出などを行い、人材育成業務として運営人材育成講座、おもちゃ学芸員や絵本サポーターの養成講座などの開催を行いました。それから、デザインや広報業務としまして、館内の情報デザインやパンフレットの作成、SNS を活用した広報活動などを行ってきました。

以上でございます。

○深田百合子委員 事業費のところなんですけれども、今消耗品と修繕費等ということなのですが、不用額で 122 万円出ているものですから、それはどういう理由だったのでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 やはり新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、もともと計画していた需用費の活用などが見込まれなくなったことが主な理由でございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 分かりました。

委託料のところ、いろいろデザインとか支払いのものは今お話がありましたけれども、委託先というのは幾つかあるんですね。そういう委託先はどのようにして決めたのでしょうか。入札ですか、それとも指定ですか。

○藤野 大子育て支援課長 当初の契約のときのお話でさせていただきたいのですが、運營業務の支援につきましては 1 社の随契でさせていただいておりますが、それ以外の工事に関係するようなものは全て入札で行っております。

以上でございます。

○深田百合子委員 工事関係は入札ということで分かるのですが、その今 1 社の随契ということは東京おもちゃ美術館ということでよろしいですか。

○藤野 大子育て支援課長 今委員のおっしゃったとおり、そのとおりでございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 分かりました。

去年は新型コロナウイルス感染症で工事が少し遅れてしまったということもあったのですが、最後の施設管理運営計画に関して、昨年の9月には利用料金の提示ができなくて11月定例会にもずれ込んでしまったという経緯もありますし、実際に今年の5月に開館、7月にオープンしたときには、それから、私が拝見する限りでは、乳幼児のお子さんとその親子連れが多かったと思うのですが、この会館はゼロ歳から18歳までの子どもの会館ということで、おもちゃ美術館ということで、中学生・高校生で200円、利用料金を取るのですが、実際の利用人数、見込みに対して実際は少ないのではないかと思いますので、その辺どうなのでしょう。

○藤野 大子育て支援課長 手元に細かいデータを今日持っていないものですから具体的には分かりませんが、基本的には、今委員がおっしゃったように、乳児・幼児を連れた御家族の方に多く利用していただいているというふうに考えております。ただ、中には中学生、それから、高校生の方にもこども館に来ていただいて、施設で絵本を読んでもらったりとか、おもちゃ美術館のほうに入館していただいているという実績もございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 乳幼児は親子で楽しみ、そして、中高生も本を読んであげるとか、ボランティア的な利用の仕方というか、利用の仕方はボランティアになっているんですね。だから、お金を払って入館して遊ぶという中高生は少ないのではないかとというふうに推察されますので、やはり施設管理運営計画の中の利用料金についても一度見直すというか、実際の人数に照らし合わせて今後もう一度再検討する必要があるのではないかなというのを感じております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、8番、鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長 子育て世帯臨時特別給付金事業費とありますけれども、給付実績を詳しく教えていただきたいと思っておりますけれども、該当世帯数とか、該当する児童数ですとか、あるいは給付世帯、給付の人数を、もしできたらお教えいただければありがたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○藤野 大子育て支援課長 子育て世帯臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するために、6月に児童手当の受給者9,546世帯、対象児童数1万5,950人に対しまして、児童1人当たり1万円の給付を行ってまいりました。また、公務員につきましては申請が必要となるため、12月までに申請書類の取りまとめとともに審査を行いまして、831世帯、対象児童数1,418人に対して随時給付を行ってまいりました。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それで、執行率が94.8%だったのでありますが、児童手当受給世帯で大体見込んで積算されたと思うのですが、5%ぐらい執行率の差が出ているというのはどういう要因でしょう。

○藤野 大子育て支援課長 もう一つは公務員の方の給付の予算措置もしておりまして、ここが具体的に見込めなかったという点がございます。公務員は申請が必要になります

ので、具体的に対象となる公務員の方の数が、児童手当のようにしっかりした確定した数字が分からないというところがありましたので、その乖離が若干出たかなというふうに考えています。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長　じゃ、この子育て世帯臨時特別給付金を受給する方の対象として、児童手当を受給されている方は申請なしでよかったと思うんですけども、申請をして受給されたというのは公務員だけですか。それ以外はないですか。

○藤野　大子育て支援課長　基本的に申請が必要になる方は公務員の方になります。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長　831世帯、1,418人ということだったのですけれども、これは調べてみないと分からないのですけれども、市内在住の公務員の方の対象者が831世帯、1,418人の受給者数と全く同一の数字で申し出るかどうかというのは分からないですよ。

○藤野　大子育て支援課長　お答えになるかは分かりませんが、公務員の方はその自治体から児童手当が支給されているものですから、公務員についての児童手当の実績内容というのは、子育て支援課の方では基本的には分からないというものがございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長　次、9番の鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長　連続してすみません。

次は独り親世帯の臨時特別給付金事業費ですけれども、こちらは特に執行率が71.8%とかなり差があったわけなのですけれども、先ほどの子育て世帯の臨時特別給付金同様に、該当世帯とか児童数だとか、お教えいただきたいと思います。

○藤野　大子育て支援課長　独り親世帯の臨時特別給付金についてであります。低所得の独り親世帯、いわゆる児童扶養手当受給者を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響による子育ての負担や収入の減少に対する支援を行うために、8月に1世帯5万円、第2子目以降児童1人につき3万円の基本給付、それから、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が落ち込んだ場合は、基本給付に1世帯5万円の加算給付を行っております。基本給付の対象は946世帯、うち第2子目以降の児童は505人でした。加算給付の対象は814世帯ございました。また、児童扶養手当受給者以外にも、公的年金を受給しているために児童扶養手当を受給されていない世帯や、それから、児童扶養手当受給相当まで収入が落ち込むことが見込まれる世帯に対しましても本年の2月まで申請を受け付けまして、審査とともに随時給付を行ってまいりました。その内訳ですけど、基本給付の対象は177世帯、うち第2子目以降の児童は109人です。それから、加算給付の対象は44世帯ございました。なお、基本給付につきましては、12月にも2回目の追加給付を行っております。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長　8月と12月ということで、特に12月については基本給付の再支給という形でもって、特に収入によって児童扶養手当を受給されていない方が家計が急変されたとか、そういうことで申請を出してくださったかなというふうに思いますけれども、この71.8%の執行率と差が生じたというのは、どんな見込みでこの事業を行おうとされたのか、そして、今回の実績値でどういうふうに評価をされているのかお伺いいたします。

す。

- 藤野 大子育て支援課長 執行率の関係だったと思いますが、先ほども御答弁させていただいたように、この給付金について8月と12月に支給を行ったものであります。それで、8月分につきましては、市が対象者を見込んで算定した額を国のほうに交付申請を行いました。この部分の予算措置が1億5,825万9,000円でして、実績が1億2,797万3,934円で、8月分につきましては執行率が80.8%でございます。一方、12月分につきましては、国が算定した額として1億2,453万円を予算措置させていただきまして、その実績については7,457万円と執行率が59.9%という実績でございます、合わせますと執行率が71.6%という結果になってございます。

やはり主な理由としましては、児童扶養手当を受給されている方は数が分かりますので、大きな数字の乖離ということはまず考えられないのですが、一方、申請が必要な、家計急変だったりとか、年金を支給しているためにという申請が必要な方についての額の見込みというものは、やはり申請に基づいて来るものですから、そこに若干見積りと乖離が生じたというふうに分析しております。

以上でございます。

- 鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

家計急変の方々たちへの周知の手段というのはどんな感じでやっていたらっしゃったのですか。

- 藤野 大子育て支援課長 まず、広報紙でお知らせをさせていただいたこと、それから、SNSを使ってLINEなどで周知をさせていただいたことなど、各種媒体を使って広く漏れないような形で情報が入るように対応させていただきました。

以上でございます。

- 渋谷英彦委員長 では、次、10番、秋山委員。

- 秋山博子委員 私も今と同じ事業で独り親世帯臨時特別給付金給付事業費、予算額に比して執行率71.6%、このことですけれども、今御説明いただいたので、さらに教えていただきたいのですけれども、御説明では児童扶養手当を受給している方以外の方、家計急変の方にもそれぞれ対応したということなんですけれども、そうすると、例えば静岡市でシングルマザーの支援をしている団体が、コロナ禍でその支援の状況はどうかという報告がありましたときに、例えば食料支援はコロナ禍前の5倍もあったというふうに報告をされています。それで、そういう報告の中に1つ、こういった特別給付が、離婚が成立していない段階での独り親というのみなし独り親として対象にしてほしいというような要望も市のほうに提出したという報告があったのですが、先ほどの御説明によると、そういった家計急変によって、まだ離婚が成立していないのみなし独り親として、そういう家庭にも申請があれば給付ができたということで受け止めていいのですか。

- 藤野 大子育て支援課長 まず、申請が必要な方については申請書類などで適正な審査を行って、それで給付ができる方であれば適切に給付をさせていただいてということがございます。今委員の事例のようなところが当市においてあったかどうかということは、私のほうでは、ここでは分かりませんので、またお調べさせていただいて御回答させていただければというふうに考えています。

以上です。

○秋山博子委員 ぜひお願いします。

実際に生活困窮、家計急変ということであると、法的に離婚が成立していなくても、独り親という状況で困窮を極めているところがあると思いますので、ぜひ調べていただいて柔軟な対応ができるような方向でお願いしたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、11番、石原委員。

○石原孝之委員 同じ場所で質疑します。もうほとんど回答はほぼ出尽くしていますので、②は割愛させていただきます。1番に関して、あえて確認させてください。

低所得層という低所得のラインを、年収は幾らか教えてください。あとは、対象の子ども、確認のためにもう一度、独り親の方の何歳までのお子さんの年齢が対象なのか教えてください。

○藤野 大子育て支援課長 まず、独り親の世帯の特別給付金につきましては児童扶養手当の受給者等が対象となりますが、低所得の考え方はこの制度に基づくというものでございまして、実際には扶養者の数だったりとか所得に応じてラインが変わります。例えば、離婚したばかりで税法上の扶養者がまだいない場合には、全部支給される所得基準は49万円未満であります。それから、一部支給される所得につきましては192万円未満でありますので、これを単純に給与所得で換算した場合の収入は、全部支給であればおおむね年収122万円未満ではないかというふうに考えております。一方、一部支給ではおおむね年収311万円未満になるというふうに試算をしております。

それから、給付金の対象児童の年齢でありますけど、児童扶養手当につきましては、18歳に到達した最初の3月31日までの児童、いわゆる高校卒業するまでの方が対象となります。また、障害を持つ場合は20歳未満まで、具体的に言うと20歳の誕生日を迎える前日まで対象となります。

以上でございます。

○石原孝之委員 細かく説明していただいてありがとうございます。児童給付のラインに沿ってという話で、分かりやすく説明してもらって承知しました。

ありがとうございました。

○渋谷英彦委員長 では、次、12番、村松委員。

○村松幸昌委員 村松です。お願いします。

質疑の要旨、3つあります。この事業の効果測定の方法はどういうふうに行っているのかなというのと、受給者証は全て窓口で負担を求められたというふうなことも耳にしましたけれども、ここの分はどうなっちゃうのかなというのと、それと、私的にはこれは全て無料かなと思っているのですけれども、ならないものがあるのかどうか、お尋ねします。

○藤野 大子育て支援課長 まず、子ども医療費の効果測定としましては、令和2年3月に策定しました子ども・子育て支援事業計画の基礎資料の一環で実施をしました子育てに関する意識調査におきまして、焼津市は子育てしやすいまちだと思える理由としまして、子どもの医療費が充実していると答えた人の割合が最も高くございます。7割を超えております。また、毎年度実施しております市民意識調査の自由意見欄におきましても多くの御意見をいただいております。所得に関係なく18歳まで医療費が無料なのは焼津

の魅力だと。それから、子ども医療費の助成に大変助けられたということで、非常に皆さん助かっているといった御意見を多くいただいているところでございます。

それから、受給者証を持参せずに医療機関に受診した場合ですけど、一度窓口で自己負担分の医療費を支払った後に、領収書を子育て支援課のほうに持参していただいて申請の手続きをしていただければ、後日払戻しをさせていただきます。

最後ですけど、子ども医療費の対象にならないものの主なものとしましては、交通事故などの第三者行為による受診、それから学校でのけが、それから入院証明書、いわゆる診断書、こういったものとか、特別初診料については医療費の対象にはなりません。

以上でございます。

- 村松幸昌委員 意識調査で非常に高いポイントが稼げているというのは非常にいいのかなと思ひまして、私も他市の知り合いから、娘さんちが、焼津はすごくいいねという話を耳にしますので、この制度は率先して焼津の1つの魅力として推進していくことを望みます。

もう一つここで伺いたいんですけども、概要報告書93ページに、事業費の総額は分かりますけど、件数とか、受給者証の交付枚数というのは分かれますか。もし分かればお願いします。

- 藤野 大子育て支援課長 申し訳ありません。手元に資料がございませんので、後ほど御回答させていただきます。

- 村松幸昌委員 マネジメントシートを私、見せてもらっているんですけども、去年は2万3,376というふうなことが分かっています。それで、今年もそんなふうな推移かなと思うんですけども、前年の事業費が元年度に比べまして金額的に下がっているというところについて、何か掌握していることがありますか。

- 藤野 大子育て支援課長 まず大きい理由としては、やっぱり新型コロナウイルス感染症の影響で医療機関のほうに受診のほうを控えたというか、そういった現象が一部であるというふうに考えております。

以上でございます。

- 村松幸昌委員 分かりました。

先ほどの、いわゆる窓口で払った分は領収書をということも、これは償還払いということで承知しました。

ただ、今後、今デジタル庁ができて、スマホを使ったり、いろんなカード、マイナンバーカードを使ったりというふうな形で、近くは国保もそのマイナンバーカードに合わせるというふうな形になってきますので、ぜひお母さん方とかそういう方が、いろんなものを持って窓口に行くとかというふうな形じゃなくて、1枚のカード、1枚のスマホでできるような形というのが非常に、そういうものなら着手すれば焼津市の魅力を高まるのかなと思っています。一にも二にもこれからキャッシュレスというふうな形というのは、皆さん、コロナ禍において、スーパーでも現金を手渡しじゃなくてトレーに入れてトレーで返ってくると、あんな事態になっちゃうと考えるとこれからはキャッシュレス、それとDXの時代になってきますので、その辺もぜひお願いしたいなと思っています。特にコロナ禍で、自分の意思に反して転職を余儀なくされた方というのはいると思います。そうすると保険証が切り替わりますので、なかなかその辺も難渋しち

やうのかなと思っていますので、ぜひそういう視点で、担当課のほうから、デジタルのほうのところの意見交換があったら、そんな意見を反映していただきたいなと思っています。

終わりです。

○渋谷英彦委員長 以上で通告による質疑が終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第10号中、こども未来部所管部分の審査を終わります。

以上で、こども未来部所管部分の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。10時10分、再開いたします。

休憩（10：02～10：10）

○渋谷英彦委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、認第10号、令和2年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定中、健康福祉部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言を願います。

まず、ナンバー1、岡田委員。

○岡田光正委員 それでは、13款1項2目、県心身障害者扶養共済掛金についてお聞きいたします。

該当者は現在何名いらっしゃって、特にこれについては、親亡き後の障害児のためにも普及が必要と思うんですけども、その辺のスケジュールとかも教えていただけたらいいな。

○杉山広晃地域福祉課長 岡田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、県心身障害者扶養共済掛金の加入者でございますが、9月13日現在で35名が加入しております。

次に、親亡き後の障害児のためにも普及が必要かという御質疑ですが、この制度につきましては、親の存命中に親亡き後の障害児のためにできる備えとして選択肢の1つと考えています。また、障害者手帳を新規交付した際に、対象者となる方々には制度の紹介を行っております。

以上でございます。

○岡田光正委員 やっていただいている内容については十分に承知しております。ほかにつきまして、国のほうでも今一生懸命検討をしてくれているものですから、今後、それに関わる補助金等も議員立法の中で考えていただけるように私どもも働きかけをしておりますので、ぜひ市のほうでもできるだけ御努力いただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、2番、岡田委員。

○岡田光正委員 すみません、続けて申し訳ございません。

福祉費の国庫等返還金4,045万3,471円、この内容と返還の理由でございます。これはこども未来部のほうでも同じようなものがありましたけれども、内容は大体同じだろうとは思いますが、具体的にお願いしたいと思います。

- 杉山広晃地域福祉課長 国庫返還金の内容でございますが、生活保護費が3,550万8,019円、生活困窮者自立相談支援事業費が198万7,169円、障害児入所費給付が176万8,622円、地域生活支援事業費が82万3,000円、その他36万6,660円となっております。

返還の理由は、令和元年度における事業実績が見込みより少なかったため、国庫や県負担金の返還が生じるものでございます。

以上でございます。

- 岡田光正委員 要は見込みより少なかったということですが、これについて、いわゆる健康福祉関係、いわゆる厚生労働省関係はどうしても補助金がこのような格好になるかと思えます。だものですから、これから先もできるだけ見込みをあまりあれしないように、事務的なものが負担にならないように、極力近づけるようにお願いしたいと思います。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、次、3番、石原委員。

- 石原孝之委員 3款1項1目、県費負担行旅死病人取扱費に関してです。

身元不明の方を埋葬する費用という説明でしたが、説明資料のほうは調べたら分らなかったのではなかったのですが、毎年何名ほど身元不明の方がいらっしゃいますか。

- 杉山広晃地域福祉課長 石原委員の御質疑にお答えします。

行旅病人取扱いの関係でございますが、身元不明や、身元が分かっても関係者が引取を拒否している場合等に対応したものでございます。平成30年度が4件、令和元年度が9件、令和2年度が8件ございました。

以上でございます。

- 石原孝之委員 海に面しているのも、もしかしたら海からそういった漂流される方がいるのかなとか、いろんなことを想像してしまっただけですけど、身元を引き受けないという、そういった方もやっぱりいらっしゃるというケースが、年々増えているのか増えていないのか、横ばいなのか。大体今3年のことを教えてもらったんですけど、大体この辺というのはやっぱり毎年これは想定内で、今後も増えてくるという、その辺の考察はどうでしょう。

- 杉山広晃地域福祉課長 件数でございますけれども、先ほど言った3か年でいいですけども、多いときと少ないときとありますが、大体10名以上というのはなかなかないように思っています。これからそういった方々も増えていくのかなというふうには思いますが、適切な予算措置をしていきたいと考えております。

- 石原孝之委員 では、大体その方たちは、ほぼ高齢者という形で認識してもよろしいでしょうか。

- 杉山広晃地域福祉課長 石原委員の想定するとおり、高齢者の方が非常に多くございます。若い方はそんなにおりません。

以上でございます。

- 石原孝之委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次に行きます。

4番、増井委員。

○増井好典委員 私のほうからは3款1項1目、市単独福祉都市推進事業費ですけども、これ、対象者は多数いるというふうに思われます。実際の相談員の配置等が適正であるかをお伺いします。

それともう一つ、身体障害者福祉協議会運営事業補助金について、補助目的のほうは実際にどうだったのか。また、あるいはそれがそれに沿った事業内容で終わったのかどうか、その辺をお伺いします。

○杉山広晃地域福祉課長 増井委員の御質疑にお答えします。

令和3年3月30日現在の障害者の手帳所持者の数ですけども、身体障害者が4,266人、知的障害者が1,260人、精神障害者が913人となっております。障害者相談員については、身体障害者相談員が12名、知的障害者相談員が3名、精神障害者相談員が2名の計17名の方を配置しております。身体障害者相談員は身体障害者手帳をお持ちの方、知的障害者相談員と精神障害者相談員は障害者手帳をお持ちの方の家族で、令和2年度の相談件数としては603件ございました。障害者の相談窓口としては、地域福祉課の窓口や障害者相談支援事業所等がありますが、障害者相談員は障害のある人や家族の相談に当たることで、より障害者本人や家族の気持ちに寄り添った相談ができております。必要に応じて行政や相談事業所等を紹介しており、適切な配置であると考えております。

続きまして、2つ目の質疑でございます。身体障害者福祉協会の行う身体障害者の社会参加や理解を深めるための活動や身体障害者同士の交流等、身体障害者の福祉の向上を目的とする事業に対しまして補助を行っております。

以上でございます。

○増井好典委員 概要説明書のほうに、これらの相談の窓口という形でやっていて、もう一つ、福祉団体の育成を図ったといった部分もございました。この辺について、詳細が分かりましたら教えていただければと思います。

○杉山広晃地域福祉課長 細かな資料が今手持ちにございませんので、それに関してはまた後ほど回答したいと思います。

以上でございます。

○増井好典委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では引き続き、5番、増井委員。

○増井好典委員 同じく3款1項1目、市単独社会参加事業費なんですけども、福祉車両貸出事業以外の事業内容について、詳細をお伺いします。

○杉山広晃地域福祉課長 市単独社会参加事業費の内訳でございますけども、福祉車両貸出事業以外の支出につきましては、会計年度任用職員の給与、諸手当、社会保険料が565万7,803円、また、中学生を対象とした展示講習会事業費として1万7,896円となっております。

以上でございます。

○増井好典委員 この事業費の中身なんですけども、参加する、あるいはこちらからアプローチをかけていく、そういった事業展開といったものをもう少し広げたほうがいいんじゃないかなというものを思いますけども、その辺はどのようなお考えでいらっし

やるか。ちょっとだけあれば、あればですけれども、教えていただければと思います。

○杉山広晃地域福祉課長 主に福祉車両貸出事業でございますけれども、なかなか私どものほうで把握しておるといえることができないものですから、申請のある方ということになります。ただ、こういった事業を展開するよということをもっとPRしていかなければならないと感じておりますので、そこら辺はまた私のほうで検討して、PR方法等を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○増井好典委員 承知しました。

○渋谷英彦委員長 では、次、6番、深田委員。

○深田百合子委員 それでは、私は生活困窮者自立支援事業から、1、自立相談支援事業の中では、相談件数537件中16件のプラン作成と支援の内容を伺います。

2、情報提供は382件と多くなっておりませんが、支援へ結びつかない理由は何でしょうか。

3、他機関へのつなぎ66件はどのような機関でしょうか。

2、①住居確保給付金事業についてですが、原則3か月、最大9か月の支給の状況はどうでしょうか。②就労機会の支援状況。

以上、伺います。

○杉山広晃地域福祉課長 深田委員の御質疑にお答えします。

最初に、プラン作成と支援の内容になりますが、各種自立支援相談事業所の利用により、数か月間にわたり支援が必要と判断される案件について、本人の同意を得てプラン対象としているものでございます。就労決定までの生活安定化支援が13件、家計改善支援が2件、ホームレスの生活定着支援が1件などになっております。

次に、情報提供件数と支援実施との関係でございますが、コロナ禍による相談急増の実態を鑑み、通達により、当面の間は支援プランの策定を省略する制度改正が行われております。そのため令和2年度においては、住居確保給付金や緊急小口資金貸付の利用相談など、定型的な支援事業の利用のみの場合は情報提供に分類しているものでございます。

次に、他機関へのつなぎでございますが、生活保護利用による福祉事務所や生活福祉資金貸付に係る社会福祉協議会などになります。

次に、2つ目の質疑でございます。住居確保給付金の支給状況でございますが、離職者のみの支給対象から、収入基準額を下回る減収者も支給対象とすること、それから、令和2年度中の新規利用者に限り、最大12か月まで給付の対象とすること、並びに利用中止後、再び生活困窮水準に陥った場合は3か月間の再支給を認める制度改正が行われました。令和2年度中の利用者にあつては平均4.1か月の利用状況にあり、最大12か月までの支給決定者は4件、それから、再度支給者は10件になりました。

次に、就労機会の支援状況でございますが、主として新規の生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金支給者のうち、希望する方にハローワークと連携した就労支援を実施し、56件の支援を実施しております。うち25件の就労決定報告を受けております。

以上でございます。

○深田百合子委員 初めに、主要施策の59ページに書いてあります情報提供のことについて、今御回答では、住居確保や小口資金は情報提供に含まれるという回答であったのですが、これだけだとやっぱりよく分からないものですから、プラン作成とか、ほかの社協なんかには引き継いだよというのは分かったのですが、情報提供の人はもうこれで終わりなのかなと。聞いただけで終わりなのかなという印象があるものですから、もう少し情報提供の先ほどの御答弁の内容を書いてくださってあると分かるかなというふうにも思いましたが、どうでしょうか。

○杉山広晃地域福祉課長 今御指摘のとおり、情報提供でそういうところで終わっているというのではなく、さらに個々によって事情が違いますので、ここは詳しくいろいろしながら適切な対応を取っていけるようにしていきたいと思っています。

以上です。

○深田百合子委員 主要施策概要報告書の書き方のことなんですけれども、実際にはそのように行っていると思いますけれども、ここの情報提供だけだと分からないので、米印でこの情報提供の中身はこういうことかというのを書いていただくと分かりやすいかなと思いました。

それから、住居確保給付事業については、私も相談者があって1度伺ったのですが、今お話を伺いますと、かなり件数としては少ないのだなというのを感じました。それから、就労機会の支援については、ハローワークとか市民の方とか店舗の方に、56件中25件ということが決定されたということなんです、その決定されない人たちの理由というのはどういうことか分かりませんか。

○杉山広晃地域福祉課長 申し訳ございません、今の25件しかしていないという理由でございまして、細かな資料がございませんので、後ほど御回答したいと思います。

以上でございます。

○深田百合子委員 中には派遣先も紹介してもらったのだけれども、実際にはその派遣先がもう募集の期間が切れているよとか、そういうのもあったということも聞いたものですから、どこまで丁寧に就労先を提供していただいているのかなというのを思ったものですから、ハローワークと連携するけれども、地域福祉課からこういう会社とか、こういう派遣先とかという紹介というのはやっているのでしょうか。

○杉山広晃地域福祉課長 地域福祉課のほうから、ハローワーク以外のところで就労先というふうには、支援というんですか、紹介というところについてだと思えますけれども、恐らく多分そこまではしてはしていないのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○深田百合子委員 実際に紹介していただいたという事例があったものですから、派遣先を紹介していただいたという、地域福祉課から幾つか紹介していただいたというのがあるものですから、また調べておいてください。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、7番、秋山委員。

○秋山博子委員 今の深田委員の質疑と同じですけれども、まず1として、社会福祉総務費として不用額2,883万6,083円の理由。2として、自立支援受付総数が令和元年185件に比べて537件と3倍近く増えている一方で、プラン策定件数は令和元年が45件、令和

2年が16件と激減している理由。(3)として、家計相談支援事業のプラン作成件数が、同じく令和元年10件に比べて令和2年が2件と少ない理由について。

重なるところもあるかもしれませんが、お願いします。

○杉山広晃地域福祉課長 秋山委員の御質疑にお答えします。

まず、社会福祉総務費の不用額についてですが、主として住宅確保給付金の利用見込みの減少、及び感染蔓延を危惧した子どもの学習支援事業の実施見送りによるものでございます。

次に、プラン作成件数についてでございますが、コロナ禍による相談急増実態を鑑みまして、通達により、当面の間は相談事業の利用に当たり、相談者ごとに支援プランを策定し実施することを省略されているため、減少しているものでございます。令和2年度においては、住居確保給付金や緊急小口資金貸付けの利用相談など、定型的な事業利用のみの場合はプラン作成は対象から除外したことから、作成件数が減少したというものでございます。

続きまして、3番目の家計相談支援事業のプラン作成件数が少ない件でございますが、先ほど説明したプラン作成が省略されている制度変更に加え、家計相談に同意する案件が少なかったものでございます。

以上で説明を終わります。

○秋山博子委員 今でも、当面の間は相談急増のためにプラン作成の数を少なくともいいということなんですけど、それはいつ通達がなされて、当面の間というのはいつ頃までというお答えになるのでしょうか。

○杉山広晃地域福祉課長 通達の日付は分かりませんが、令和2年度中にございまして、いつまでかというのは、恐らくコロナ禍が徐々になくなっていくということになっていると思うんですけれども、当面期間ということで承知しております。

以上でございます。

○秋山博子委員 国からはそういう通達があったということなんですけれども、今のお話を伺うと、御説明を伺うと、コロナ禍がどのぐらい、いつ頃収束ということは分からない中、また、その影響による生活困窮がどのぐらい、どこまで拡大していくかというのが分からないのか、通達によってそのプラン数はかなり少なくなることによって、やはり自立と尊厳という目標でできているこの制度が、事業がスムーズにいかないとすると、相談件数が増えている、それに応じて体制を整えるといいますか、充実させるという方向は当然あるかと思うんですけれども、その辺りはどうでしょうか。

○杉山広晃地域福祉課長 今の質疑でございますけれども、体制の面でいきますと、令和2年度に、今生活保護担当という担当があるんですけれども、令和元年度までは生活保護担当と総務の担当と一緒にやっていたんですね。1人の方が担当地区を持ってやっていたんですけれども、今は生活保護担当8名、それとは別に生活困窮者のほうの担当という形で3名確保しながらやっているところでございます。これについて、今現在、生活保護担当1人の件数が93件と非常に多くなっていると思う。国の基準では80人というものが基準なものですから、1人増加させていただきまして、そうすると大体83件ぐらいになるものですから、一応人事課のほうには今年度1人増員を要望していきたくというふうに考えております。

以上でございます。

○秋山博子委員 体制のことは了解しました。

それで、この制度がスタートをして、それから平成30年に改正があった際に、この制度の手引ということで、基本理念であるとか、この制度の目的というのはかなり丁寧に書かれたものが確保されていて、それがなかなか読み応えのあるものなのですけれども、先ほどプラン件数のことですかいろいろ、こういう理由でということもありましたが、国が掲示している目安とすると、人口10万人当たり一月にプラン件数は16件が一応目安。それによって問題が解決したという評価が9割を目指すというような指標が、目安値ですね、があったと思います。そこからするとかなり、通達があったとはいえ、プラン作成、相当時間もかかることですし、アフターケアのことも考えると職員の方たちの負担もかなり大変になってくるとは思うんですけれども、その辺、先ほど体制充実に向かっているということでしたけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、先ほど連携先として福祉事務所とか社協というふうに深田委員のときに御説明があったのですが、それ以外の情報提供の中に、フードバンクを紹介するというのもこの情報提供の中に入っているのでしょうか。

○杉山広晃地域福祉課長 フードバンクは入っております。

○秋山博子委員 その仕組みを教えてくださいなのですが。フードバンクの利用件数も、調べてみますと、昨年度の、昨年度というのは令和元年に比べると、焼津市からフードバンクに依頼というのは3倍近い数になっていると思うんですね。このフードバンクは依頼を受けて食料を送っていただく、その送料というのはどこが負担で、どういう形になっているのでしょうか。

○杉山広晃地域福祉課長 静岡のほうに事務所がありまして、そっこのほうに我々職員が取りに行っております。

以上でございます。

○秋山博子委員 そうしますと、取りに行かれて、それで市の担当の方が依頼があったところに届けるという、個別に届けるというやり方で支援しているのですか。

○杉山広晃地域福祉課長 基本的には相談がございますので、福祉事務所のほうに取りに来ていただいております。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、8番、深田委員。

○深田百合子委員 心身障害者医療費助成費について伺います。

1、県費補助重度心身障害者医療費助成費2億855万7,000円及び市単独心身障害者医療費助成費2,181万9,000円の内訳を伺います。

2、障害の種類別1人当たりの医療費助成の年間件数はどうですか。

3、自己負担の軽減と福祉の増進を図ったとのことですが、自己負担月1回500円をなくすことや精神障害者2級の方への拡充の検討は令和2年度でされたのか、伺います。

○杉山広晃地域福祉課長 深田委員の御質疑にお答えします。

まず、県費補助重度心身障害者医療費助成の内訳といたしまして、事務手数料として879万8,928円、扶助費として1億9,975万8,212円でございます。

次に、市単独心身障害者医療助成の内訳としましては、印刷製本費として7万8,925

円、事務手数料として99万6,608円、扶助費として2,074万4,346円でございます。

次に、障害者の種類別で1人当たりの医療費助成の年間件数につきましては、身体障害者1級・2級は約20.7件、内部障害、3級になりますけれども、こちらは約11.1件、重度知的障害者は約17.1件、軽度知的障害者は14.1件、精神障害者1級は約17.8件でございます。

続きまして、自己負担をなくすことについてであります。1か月1医療機関当たり500円という額は県が定めた基準に沿ったものであり、受益者負担の観点からも妥当であると考えております。

以上でございます。

○深田百合子委員 障害者の方の医療費助成については、受益者負担で1回500円が妥当だということで、これは県が決めたことだからということなんですけれども、東海4県のうち、三重県、岐阜県、愛知県はこういう500円の負担をなるべくなくそうということで、県単位でやっていますけれども、今障害者の種類別でお聞きしましたら、大体の方が月に1回は、または2回以上、身体障害者の方なんかは2回以上受診されていますので、やはり医療機関に行くだけで物すごい負担を抱える方もいらっしゃいます。そのためにいろんな装置をつけて、福祉タクシーを呼んで病院に行く。その支払いも、子どもの医療費は窓口無料で自動償還払いになっておりますので、やはりなるべくこうした軽減をしていくということが、私はこれからも、県に意見を言っていくのか、ぜひ焼津市でもそうした方向で、無料化でできるように検討していただきたいというふうに思いました。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次に行きます。

9番、藁科委員。

○藁科寧之委員 私のほうから、重度心身障害者援護費、重心者のタクシーの料金助成につきましてお伺いいたします。

タクシー料金割引乗車券交付要領について、本事業を利用することのできる障害者の人数と利用された障害者人数につきまして、状況をお伺いいたします。

それと、タクシー料金の割引乗車券の利用状況、利用消化率につきまして、お伺いいたします。

○杉山広晃地域福祉課長 藁科委員の御質疑にお答えします。

まず、本事業を利用することのできる人数でございますが、3月31日現在で3,281人でございます。また、本制度を利用した人数は587人でございます。

次に、利用消化率でございますが、7割弱、67.5%の消化率となっております。

以上でございます。

○藁科寧之委員 利用された方が587名ですけど、原則的に支給対象者に全て交付しているかどうか。どんな状況でしょうか。

○杉山広晃地域福祉課長 支給対象者全てに交付しているのではございません。あくまで申請に基づいて交付をしているものでございます。

以上でございます。

○藁科寧之委員 もう一点、利用率について、利用の消化率について、67.5%という数字

を伺ったわけなんですけど、実質的には申請して実際には利用が若干低いように思いますが、低いと私は判断するのですが、原因はどんなところにあるのでしょうか。状況をお伺いいたします。

- 杉山広晃地域福祉課長 タクシー券の利用をしない理由についてでございますけれども、あくまでも推測の範囲になりますけれども、障害者の家族が送迎をしているということが考えられるかと思っております。

以上でございます。

- 藁科寧之委員 全てにおいて、障害者の方、御家族の御理解と協力があったのことでこういう数字になっているということをお伺いいたしました。

概要報告書の中に、その方々の利用延べ件数2万2,190件、それと扶助費として1,367万6,050円という金額がありますが、この扶助費というのはタクシー料金そのものでいかどうか、理解の仕方としてどうでしょうか。お伺いします。

- 杉山広晃地域福祉課長 扶助費そのものでよろしいかと思っておりますけれども、一応社会保障制度の一環として支払っている経費で1,367万6,050円は、重度心身障害者の日常生活の利便及び経済的な負担軽減を目的としたタクシー乗車料金の助成をしているものでございます。

以上でございます。

- 藁科寧之委員 利用件数からしますと、おおむね600円平均かなということで理解をいたしました。

次にお伺いさせていただきたいんですが、本事業でタクシーを利用される障害者、一般に呼ばれます福祉介護タクシーを利用される方があるかと思うのですが、本事業の中で、介護タクシーを利用されると別途料金がかかるものですが、割増し料金の附帯についてどのような状況か、お答えできるかどうかお伺いします。どのような状況かお伺いします。

- 杉山広晃地域福祉課長 割増しの部分のことですけれども、介護タクシーを利用した場合、乗車料金のほかに乗降のときの介助料というものがかかります。介助料につきましては、介護認定を受けていらっしゃる方は介護保険を利用することができます。

以上でございます。

- 藁科寧之委員 概要書の中に助成が50%、そして上限を1,000円として伺ってあるのですが、質疑させていただくのですが、質疑というかまとめさせていただきます。

1,000円としますと、どれぐらい走れるのかなと思ったら、タクシー料金表からいくと約6キロになるのかなと私は計算したのですが、本事業の趣旨として病院通院ということで目的を設定していますものですから、市立総合病院を基準にして、発着点として、6キロという起点と終着点を設けると、もう少し広さが必要になるかなと私は感じたのですが、これから少し現状をまた検証していただいて、上限制定につきましてもまた少し来年度以降、御検証いただければと思います。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、次、10番、川島委員。

- 川島 要委員 私も3款1項3目、重度心身障害者援護費、今藁科委員のほうから質疑していただきまして、かなり内容は理解できました。

特に私のほうでは障害者別の利用状況について、分かれば伺いたいと思います。

○杉山広晃地域福祉課長 川島委員の御質疑にお答えします。

まず、障害者別の状況でございますが、身体障害者は445人、1,190冊になります。知的障害者は15人で23冊、精神障害者は127人で157冊を交付しております。

以上です。

○川島 要委員 人工透析。

○杉山広晃地域福祉課長 次に、人工透析通院者では89人、715冊を交付しております。

以上でございます。

○川島 要委員 ありがとうございます。

今、非常に人工透析の方が増加しているという傾向が見られるようで、今後こういった方が利用されるウエートが増えてくるのかなというふうに思いますけれども、ぜひ今後ともこういった方々に対して利用していただけるようにと思います。

今、薫科委員の質疑の中で交付は申請に基づいて行っているということで、対象者が3,281人のうち587人に発行をしたというお話でしたけれども、こういった制度の周知徹底というのはしっかりなされていらっしゃるのでしょうか。どういった方法で周知されて徹底しているのか、伺います。

○杉山広晃地域福祉課長 広報、あるいはホームページ等々で啓発をしております。

以上でございます。

○川島 要委員 間違っても本人が知らないということではないということによろしいですね。

○杉山広晃地域福祉課長 私どもが把握している上では、使える方が知らないということはないと承知しております。

以上でございます。

○川島 要委員 ありがとうございます。

非常に大事な助成事業でございますので、しっかりと対象者には知っていただいて有効に使っていただけるように、これからも御尽力よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、11番、太田委員。

○太田浩三郎委員 私は3款1項8目、総合会館福祉等維持管理費についてお伺いします。

決算額と要旨に書かれている金額の差額、これはどうなっているかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○杉山広晃地域福祉課長 太田委員の御質疑にお答えします。

総合福祉会館等維持管理費の決算額と説明資料の差額1,485万円についてでございますが、予算を繰越明許にて実施した総合福祉会館中央監視装置の更新工事分でございます。

以上でございます。

○太田浩三郎委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 12番、増井委員。

○増井好典委員 私のほうから、3款1項9目、同行援護給付費の件ですけれども、利用者の方に失礼かなとは思ったのですが、概要報告書に基づいて単純計算しますと、利用

者26人、1人当たり33万3,076円、利用時間2,413時間、時間当たりでいきますと3,589円になります。実際に行われたサービス内容についてお伺いします。

○杉山広晃地域福祉課長 増井委員の御質疑にお答えします。

同行援護のサービス内容についてでございますが、重度の視覚障害者により外出が困難な方に対して、外出の際にヘルパーが同行し移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ及び食事の介護等、外出時に必要な援助を行っているものでございます。

以上でございます。

○増井好典委員 内容は分かりました。

この対象者に対しまして、こういった事業をやっていますよといった告知等が当然あってしかるべきだと思うんですが、その方法についてどのように行っているか、お答えいただければと思います。

○杉山広晃地域福祉課長 先ほどのケースと同じになってしまいますけれども、広報、あるいはホームページ、それと、対象者に直接手紙、パンフレット、そういったものをお示ししておるような状況でございます。

以上です。

○増井好典委員 対象者のほうから見ますと、非常にこういった事業を利用するといった部分になかなか気が引けるといいますか、遠慮をしがちな部分もあるかと思えます。ぜひその辺を十分御理解いただけるような形で、おおむね皆さんに告知が行き渡るようなことをやっていただければなというふうに思います。終わります。

○渋谷英彦委員長 では、次、13番、藁科委員。

○藁科寧之委員 それでは、次に日常生活用具給付事業につきましてお伺いいたします。

重度身体障害者・障害児に給付されます日常生活用具は、どのような方法で給付内容を決定されているのか、お伺いいたします。

○杉山広晃地域福祉課長 藁科委員の御質疑にお答えいたします。

日常生活用具の給付内容の決定についてであります。日常生活用具給付対象物品及び公費負担の上限額に相当する基準額については、地域生活支援事業に関する県のガイドラインに沿って決定しております。また、申請者負担額については、対象者が18歳未満の場合はその同一世帯、対象者が18歳以上であれば本人及び配偶者の市民税課税状況により給付金額を決定しております。

以上でございます。

○藁科寧之委員 それでは、障害者の方、様々な障害を抱えられておるとは思いますが、より具体的なことで大変申し訳ないのですが、どのようなものを実際には給付されているのか。概略的にお答えできればお願いいたします。

○杉山広晃地域福祉課長 給付されている用具等でございますが、現在障害者別に合計57種類の用具を支給しております。その中でも特に多く支給されている用具は、直腸機能障害者へのストマ装具、それから、排せつ機能障害及び運動機能障害者であり意思表示が困難な障害者への紙おむつの支給、それから、音声機能障害者への人工咽頭などになります。

以上でございます。

○藁科寧之委員 まさしく障害の度合いによりまして、その障害者の方一人一人がどんな

ものを必要とされるのかということところが今の御説明で分かったということでは申し訳ないのですが、非常に事細かく対応していただいていることが分かりました。

実際に在宅の生活サポートを受けている、生活用具を給付されている皆さんから、57種類決まっていますけどということなんですが、実際に介助者の方とか障害者とか、こんなものというようなお話は、希望とか要望はございますでしょうか。

○杉山広晃地域福祉課長 希望者からの要望等々でございますけれども、給付されるものへの希望とその対応についてですけれども、現在は給付物品の追加要望は特にございません。それから、仮に追加要望があった場合は、先ほども言ったとおり、県のガイドラインに沿って行っているものでございますので、県へ要望を提出していく必要があるかと考えています。

以上でございます。

○藁科寧之委員 今後在宅の皆さん、生活の変化がいろいろあって、今御質疑させていただいたようなことがまた繰り返されるようなこと、要望が出てこようかと思えます。そういうものに対して、また丁寧に御対応していただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 じゃ、引き続き14番、藁科委員。

○藁科寧之委員 それでは、続きまして、在宅の関係で御質疑をさせていただきます。

在宅心身障害児等短期入所につきましてですが、重心障害児者の短期入所が利用できる施設はどのような状況か、お伺いいたします。また、利用件数から、1単位入所費が適当かどうか分からないんですが、平均1万2,000円と程度となるわけですが、拡充されたサービスということで概要説明が書かれています。サービス内容につきまして、お伺いいたします。

○杉山広晃地域福祉課長 重度心身障害児・者の短期入所の委託事業者数ですけれども、2施設ございます。医療的ケアが可能な体制が確保されている施設になります。

それから、サービス利用料の関係ですけれども、医療的ケアが必要な重度心身障害者が緊急の場合で、かつ一時支援給付の短期入所が利用できないときに、当日申込みに限って、宿泊利用ができるというものでございます。

以上でございます。

○藁科寧之委員 施設の数が2施設ということで、本件、1年間で13件の利用ということですので、2施設でその対応ができたのかなということと、いずれにしましても、医療的ケアができるということが拡充されているということが、障害を持っている方にとっては非常にありがたいことかと思えます。在宅障害者の皆さんが短期入所事業はどのようなことから、家庭の事情とかいろいろあるかと思うんですが、どのようなことから必要とされるか、入所されるのか、お伺いいたします。

○杉山広晃地域福祉課長 どのような理由かということ、主に家族の疾病等で急に介護できなくなった場合でございまして、自立支援給付短期入所が利用できない場合でございまして。

以上でございます。

○藁科寧之委員 この短期入所ですが、短期入所の日数をもし超えて入所しなければいけ

ない、続けなければいけないといったときには、その後の対応というのはどのようなのか、お伺いいたします。

○杉山広晃地域福祉課長 計画相談事業所とサービス事業所というのがございますけれども、そちらの両者が調整して利用調整を行っております。

それから、サービス事業所に空きがあれば可能でございます。

以上でございます。

○藁科寧之委員 短期入所からそういう状況が発生したときに、そのように切替えというか、継続して入所できるという体制ができているということを御回答いただいたわけなのですが、本事業はやはり13名の方が利用されまして、障害者の方、またその御家族の方が本当に安心して過ごすことができたかと思えます。この事業がそういう状況に置かれています方のこれからの支えになりますよう、また当局としても十分に対応していただきますよう、よろしくお伺いいたします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 15番、秋山委員。

○秋山博子委員 私は、歳出3款3項2目、国庫負担生活保護扶助費、この不用額の理由を伺いたいです。

それから、先ほどの生活困窮の自立支援の制度のところで、国の目安として、プラン作成、人口10万人当たり16件というのが国の目安として出されているというふうに言いましたけれども、言い間違えまして、相談件数は月に16件、その50%をプラン作成、つまり月に人口10万人当たり8件のプラン作成というのが国の目安でした。すみません。訂正します。

○杉山広晃地域福祉課長 秋山委員の御質疑にお答えします。

不用額6,971万4,170円の理由ですけれども、1回目の緊急事態宣言等により、住居確保給付金や緊急小口資金、総合支援資金の利用が急増したため、令和2年度後半には生活保護へ移行する世帯が増加すると見込んでおりました。しかしながら、住居確保給付金の延長、それから、当初最大9か月だった利用期間が、令和3年1月の制度改定により最大12か月まで延長されることとなりまして、総合支援資金の対象者の拡充により生活保護に至らないケースがあったため、利用実績が見込みを下回ったものと考えております。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解しました。

そうすると、特に先ほど別の委員から質疑があったような、こういう制度を利用することへの忌避感というか、それを申し訳ないと思ってしまうような、そういうことが影響しているということはないということでしょうか。

○杉山広晃地域福祉課長 そういったお考えの方はいないと解釈しております。

以上でございます。

○秋山博子委員 あと、そういう方はいないというふうなことだったのですが、結局そちらに、現場のほうに相談に来る方は、そういう忌避感とかそういったものも乗り越えてそちらに行くので、現場の方たちが会っているのはそういう思いじゃない人で、それ以外の人がいるのではないかというようなことは思いながら、事業を進めていただ

きたいと思います。よろしく申し上げます。

- 渋谷英彦委員長 では、ここで暫時休憩いたします。再開を、11時20分、再開いたします。

休憩（11：09～11：19）

- 渋谷英彦委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。質疑、意見に入ります。

16番、秋山委員。

- 秋山博子委員 では、3款3項2目、低所得者法外援助費、この援助の件数と援助の内容を教えてください。

- 杉山広晃地域福祉課長 秋山委員の御質疑にお答えします。

援助啓発についてでございますが、計77件の援助を実施し、供給停止された公共料金の復旧支払いを主体とする生活保護費が150万7,224円、それから、家賃等支払いによる住宅援護が45万9,000円、医療援護費が1万2,300円、一時生活施設等へ交通費などになりますけれども、その他の援護費が計15万2,878円となっております。

以上でございます。

- 秋山博子委員 今の件数、77件でいいですか。これが公共料金ですか家賃ですかということですが、先ほどの生活困窮の自立支援の制度とは別の枠でなっているということになるかと思うのですけれども、それと、そういった自立支援の制度との関係、この77件の関係と申しますか、どういう関係になってこの制度があるのでしょうか。

- 杉山広晃地域福祉課長 基本的には、そのような給付金制度とかそういったものとは別に、毎月30万円というもので援護費があります。30万円を出納のほうから現金で頂いて、私どものほうの事務所のほうに金庫に入れて30万円、用意してございます。それは本当に手続が困難など申しますか、本当に可及的速やかにお金が欲しいという人のために取っておいてありまして、申請があって、当然お話をした上で、こういったものが必要だよというふうにすぐに現金を渡せるような、そういったふうなシステムになっているお金でございます。ですので、給付金とか住宅の関係だとか、それとは別物になります。

以上でございます。

- 秋山博子委員 非常に緊急度が高いというふうに理解しました。

それで、それはまた支援の制度にそれぞれの方がつながっていくというようなことはなっていると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

- 杉山広晃地域福祉課長 援護費を使うことで一時的にしのげて、それで終わる方もいますけれども、当然それだけでは足りなくて、その先の生活困窮の支援だとか、あるいは本当に最後は生活保護のほうに行かれるという方もございます。ただ、その援護費については、そういった緊急的なものに対してすぐに対応できるもので対応するお金でございます。

以上です。

- 秋山博子委員 令和2年度がそれまでに比べて、特にこういうところが特徴的だったということがあれば教えてください。

- 杉山広晃地域福祉課長 申し訳ございません。令和2年度の特徴的なことということで

資料がございませんので、通常のものとはなく、新型コロナウイルス感染症の関係でこういうことがあったよとか、そういったものがもしあればまたお示ししたいと思います。今手元に資料がございませんので、後ほど御回答したいと思います。

以上です。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、17番、増井委員。

○増井好典委員 私のほうから、3款4項1目、高齢者虐待防止及び養護者支援事業費の件ですが、法律の施行に伴い体制整備を行ったという説明ではありましたが、実際にどのような体制整備ができたのか、お伺いします。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 増井委員の質疑にお答えします。

本市では高齢者虐待に対応する体制整備としまして、高齢者虐待の未然防止、それから、高齢者虐待の早期発見・早期対応、虐待案件についての迅速かつ適切な対応、これらを複数の行政機関や民間機関と連携・協力しスムーズに行うため、相談窓口の周知や通報から保護や支援までのネットワークの構築などを行ってまいりました。

以上です。

○増井好典委員 こちらのほう、そういった形で体制の取りあえぬ整備はネットワークをつくったということなんですけれども、これからさらにそれを利用すべき肉づけをされてくると思うんですね。これは令和3年、令和4年、令和5年、何年かかけて、いろんな部分で肉づけをして、事業そのものがちゃんとした事業として成り立っていくというふうになっていくものと私は思っているのですが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 委員のおっしゃるとおりでございますが、虐待の防止の対策につきまして、虐待防止の関係者で構成する焼津市高齢者・障害者虐待防止連絡会を通して、関係機関の連携の下でさらなる虐待の早期発見や再発向上を図っていくほか、介護支援専門員との連携による養護者の支援や高齢者虐待をテーマとしたセミナーを開催するなど、地域の見守りによる高齢者虐待防止の意識の醸成も図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○増井好典委員 あくまでも防止という形に重点をしていただいで、これから高齢者も年々増えていって複雑化してくると思います。そういったものに対応できるような仕組み、あるいは組織、そういったものにしていただければなというふうに思います。

以上で終わります。

○渋谷英彦委員長 では、次、18番、深田委員。

○深田百合子委員 外出支援サービス事業費について伺います。

1、利用先の状況、2、買物に利用できない理由、3、高齢者への外出支援サービス事業のため、運転免許証返納した方を対象にすることやバスの料金の検討はされたのか。

以上伺います。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 深田委員の質疑にお答えします。

まず、利用先の状況についてであります。9割以上が医療機関への利用でございました。

次に、買物に利用できない理由でございますが、外出支援サービスは高齢者の在宅福祉サービスの一環として実施する事業であります。利用目的につきましては、福祉的観点から利便性を求めるものではなく、代理・代行がきかない、本人に必要な用途に限定しているため買物は対象外としております。

次に、高齢者への外出支援サービス事業のために運転免許証を返納した方を対象とすることやバスの無料券の検討をしたかどうかということでございます。

外出支援サービスは要支援1・2の認定者、及び介護予防生活支援サービスの事業対象者などを対象とした自立支援のための外出支援であり、日常的な移動手段とは異なります。そのため運転免許書の返納者を対象にすることやバスの無料券などにつきましては、本事業の中での検討は難しいと考えております。

以上です。

○深田百合子委員 今、9割以上が通院ということで、買物には代理・代行ができないものに限るということで、外出支援サービスに買物は利用できないということなのですが、75歳以上の方は免許返納の方からもやはりタクシー利用券の要望が上がっております。令和2年度の焼津市の75歳以上は2万971人おりますよね。今回の要支援の人が1万208人で、約63%の方がこの制度を利用していると思います。75歳全体にすると57%です。だから少し増やすだけで75歳以上の人の自立支援を、運転免許ができないということは、もう既に自立支援を必要とする対象になっているということに私は思いますが、その辺はどうでしょうか。

○石原隆弘健康福祉部長 免許返納者への移動の支援ということでございますけれども、なかなか政策的な判断も必要な部分かなと思いますので、ここでの御答弁は控えさせていただきます。

○深田百合子委員 それでは、外出支援サービスのための充実のために、高齢者の意見をどのように聞いてきましたでしょうか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 意見を聞いているかということですが、直接高齢者御本人から意見を承るということではなく、このサービスを開始するに当たりまして、間に入ります地域包括支援センターの職員ですとかケアマネージャーさんが間に入って、この方に必要なサービスかどうかという判断をしますので、そこからのお話というのを聞くことはできるかもしれませんが、具体的なものはこちらに入っておりませんので、今お話しできる内容がないので。

以上です。

○深田百合子委員 これ、一般会計からの予算で出ているんですよね。だから、高齢者全体の福祉サービス、そして自立支援のためというのは、75歳以上になるといろんな制約が出てきているということから、運転免許証を返納した方もその対象にすべきではないかと。要支援1・2の方に少し対象を増やすだけで、75歳以上の方が対象になるのではないかと。それで、買物を代行できるじゃないかということですが、自立支援をするのは、自分で選んで買物ができる、お会計ができるということにも、それは自立支援の1つだと思いますので、ぜひ今後も検討していただきたい。それで、高齢者御自身にやっぱり意見を、声を聞いていただきたい。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、19番、川島委員。

○川島 要委員 私は3款4項2目、外出支援サービス事業費についてでございます。

今も深田委員からも様々質疑がございまして、この令和2年度については利用者が1,116名ということで、1万938回利用されておりますが、この利用率というのをどう判断すればいいかなというところがちょっと疑問にありました。実際の対象者の数と利用割合について伺います。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 川島委員の質疑にお答えします。

対象者の利用割合としてどう判断するかということですが、対象者に対する利用割合につきましては、対象者の最大数が約2,200人ということで見込んでおりますので、利用割合としては、多いか少ないかという議論は別にしまして、2,200人に対して1,116人ということになります。

以上です。

○川島 要委員 様々な使い方の制約もあるものですから、全ての方が利用しないのかもしれないけれども、こういった事業、今深田委員からも様々な提案がありましたけれども、使い勝手のいい、せつかくの支援サービスなものですから、使い勝手のいい内容にするということと、多くの方がこういったサービスをよく理解して使っていただくということが大事なというふうに思います。

やはりいろんな方とお会いしていると、制度自体を知らないとか、また、あるのは何となく知っておるんだけど申請が面倒くさいとか、いろんな使い勝手の御意見をいただきます。そういう意味では、せつかく使える対象でありながら、様々な理由で利用されないということがあるということは非常にもったいないなというふうに思いますので、やはりいろんな声を聞いていただいて、使い勝手のいい形、また申請の仕方、デジタル化の話もありますけれども、本当に市民が利用しやすい制度になっていけるように、また御検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、20番、鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長 子ども個別予防接種費についてお伺いさせていただきたいと思ます。

主要政策概要報告書の88ページですけれども、こちらの表で、BCGをはじめ、麻疹、風疹、日本脳炎、4種混合、ヒブとか様々ありますけれども、対象者数に対して接種者数が上回る実績、100%以上の接種率の数値になっていきますけれども、この辺を詳しく教えていただきたいのが1点。

2点目は、子宮頸がんワクチンの接種ですけれども、令和2年度にはお知らせはがきを高1女子の皆さんに送付していただいて、平成29年、平成30年、平成31年度に比べて相当接種率が高まったわけですけれども、そういった効果ですとか、あと今後の取組についてお伺いをいたします。

○池谷智子健康づくり課長 鈴木委員にお答えいたします。

まず、子ども個別予防接種で接種者が対象者数を上回る実績があることについてです。

予防接種の種類ごとに対象年齢が決まっておりますけれども、例えば日本脳炎1期初回の場合なのですが、対象者は生後6か月から生後90か月ということで、7歳半に至る

までの間にある者となっております、接種年齢に幅があります。そのため、厚労省のほうの定期接種実施要領の中で定めております標準的な接種期間というのがあるんですけども、そちらのほうの日本脳炎の1期の初回の場合は、当該年度の3歳になる時期を対象の標準的な接種期間に当たる時期ということになっておりますので、その児を対象児としております。そのため標準的な接種期間以外の対象年齢の児も接種するということが可能になりますので、接種率が100%を超えるという状況になっております。

次に、子宮頸がんワクチンについてです。

昨年9月上旬にお知らせはがき、16歳の女子及び保護者に対してワクチン接種についての検討をしていただくような案内の通知をいたしました。接種者数を見ますと、案内前の令和元年度は延べ55件、令和2年度は延べ185件ということで約3.4倍——延べ接種者数ですけれども——になっております。

今年度の取組ですけれども、今年度は4月に、同じく16歳の女子及び保護者に対して案内をいたしました。また、昨年度末の3月に小学6年生に送付しております2種混合ワクチンのお知らせの中に、子宮頸がんワクチンのお知らせ文のほうも追加をいたしました。今後も対象者や保護者の方がワクチン接種について検討・判断していただけるような案内の通知、市ホームページ、あとLINE等で周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

対象者数、それから接種者数ということで、厚労省の指導で接種年齢に非常に幅があるので、標準的な接種期間ということで、当該年度に3歳を迎える人数で、それがどんどんどんどんというお話でした。これは、人数は分かるわけなんですけれども、当然保健センターとして、子どもさんお一人一人の顔で追っていらっしゃるのかどうなのかというのを1点伺っておきます。

○池谷智子健康づくり課長 今の御質疑にお答えしますが、お子さんたち、生後6か月、実際に早いお子さんは生後2か月から接種ができるんですけれども、種類によって、その都度、健診・相談の都度、必ずお母さんたちと面接をしますので、そのときに、予防接種が今こういう状況だよということを確認して、それで受けていただくようにも、いつまでの期間だからということで、丁寧に説明のほうをさせていただいております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それで、御家庭とかお母さんとかお父さんの御都合で、どうしてもその期間中に接種できなかったという、その未接種者という追跡調査というのは行っていらっしゃるのですか。

○池谷智子健康づくり課長 先ほども申しましたように、かなり幅があるものですから、受けられなかったという方はそんなにいらっしゃいません。ただ、病気とかで受けられないよという場合は、またそのような制度がありますので、そういったところで確認をさせていただいております。

以上でよろしいでしょうか。

○鈴木浩己副委員長 分かりました。

子宮頸がんのワクチンはお知らせはがきという、ちょっと勸奨の性格にも似たようなお知らせはがきをお送りいただいているのですけれども、ほかのほうのワクチン、当然接種年齢に幅があるものですから、今年度つい未接種であったとしても、また来年度とか再来年度に当然打てばいいわけなんですけれども、そういう未接種者に対する勸奨はがきというのはされていらっしゃるのですか。

- 池谷智子健康づくり課長 例えば乳幼児期に終わるものは健診とかで把握できるのですけれども、種類によって小学生に上がってから受けるというものもございます。そういった場合は、例えばMRという風疹・麻疹の予防接種は、小学校に上がる前の幼稚園年長の年齢にやらないといけないとか、そういったのがあるので、そのときは個別に通知のほうをさせていただいています。先ほど、子宮頸がんワクチンのお知らせを、2種混合の小学校6年生に通知をするときに加えさせていただいていますという説明をさせていただきましたけれども、小学校6年生の方には全員2種混合という予防接種が今年度ありますよということで通知のほうはさせていただいております。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第10号中、健康福祉部所管部分の審査を終わります。

次に、議第62号「令和3年度焼津市一般会計補正予算（第7号）案」中、健康福祉部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言を願います。

1番、増井委員。

- 増井好典委員 私のほうから、3款4項1目、介護施設等整備事業費の件ですけれども、まず最初に、1事業所という説明がありました。事業所の選定理由と予定の整備内容についてお伺いします。

2つ目として、地域介護福祉空間整備推進交付金を利用あるいは使用しての事業であるならば、国・県よりその用途について、どのような形でということで指導あるいは指示があったと思います。あれば、その内容についてお伺いいたします。

- 平田泰之介護保険課長 増井委員の御質疑にお答えいたします。

事業所の選定理由と予定整備内容についてであります。事業所の選定につきましては、国から例年5月に交付金を活用した整備予定について、県を通じて市に照会があり、市は市内の高齢者施設等へ周知し、要望する高齢者施設等がある場合には、協議の上、協議書を作成し国へ提出いたします。国が全国の要望を取りまとめ、優先順位づけを行い、事業者を選定いたします。また、予定整備内容ですが、今回の整備は大雨等による冠水被害に備えるための非常用自家発電設備の設置工事であります。

次に、地域介護福祉空間整備推進交付金の国の指導や指示についてであります。この交付金は市が国から交付金を受け高齢者施設等へ交付するものです。国では交付金の実施に当たり、交付金要項や交付金実施要項を制定しており、要項では対象となる事業内容や補助基準額、対象経費、補助率や提出様式など細かく定められており、市が国に代わり要綱に基づく協議や検査等を実施しているため、交付金の用途につきましては国

から直接指導や指示を受けるものではございません。

以上であります。

○増井好典委員 この事業所の選定なんですけれども、事業所のほうから要望に基づいてということでしたけれども、ほかに何件、あと実際に要望があったのかどうなのか、その辺はお伺いしたいと思いますが。

○平田泰之介 介護保険課長 この事案1件でございます。

○増井好典委員 承知しました。

○渋谷英彦委員長 では、次、2番、太田委員。

○太田浩三郎委員 今、増井委員の件でおおよそ分かったのだけれども、これは当初予算に組むというような形は取れなかったのですかね。

○平田泰之介 介護保険課長 この案件につきましては、先ほども御説明申し上げましたとおり、交付金の活用した整備予定の照会が5月にあることから、その5月のあった照会を皆様に周知するとともに、要望があったことを受けての採択になるものですから、当初予算での計上はできないということになります。

○太田浩三郎委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、3番、秋山委員。

○秋山博子委員 では追加で、今後、市内ほか事業者の設置の見通しとか必要性等について、お願いします。

○平田泰之介 介護保険課長 秋山委員の御質疑にお答えします。

市内他事業者の設備設置の今後の見通しではありますが、交付金の要望につきましては毎年5月頃に国の通知を受けて高齢者施設等に照会を行い、その都度国へ協議書を提出するなどの対応をしております。今後の設備設置の見通しにつきましては、現段階では不明でございます。

以上であります。

○秋山博子委員 この設備、なるべく拡充、広がったほうがいいと思うんですけれども、市が単独で補助を上乗せするなどの方針はありませんか。

○平田泰之介 介護保険課長 財源等の問題もあり、難しいと考えております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 御苦労さまでした。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で議第62号中、健康福祉部所管部分の審査を終わります。

以上で、健康福祉部所管部分の議案の審査は終わりました。当局の皆さん、御苦労さまでした。

では、ここで暫時休憩します。再開は13時です。

休憩（11：49～12：59）

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

認第10号「令和2年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、市民環境部所

管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言願います。

では、ナンバー 1、杉田委員。

- 杉田源太郎委員 歳出の 2 款 1 項 7 目、自治基本条例推進費、これについてお伺いいたします。

アンケートの回収数は150件と。対象は市民、議員、職員、その内訳、どのようになっているか、お聞きします。

それから、2 番目として、これはホームページで確認しましたが、コロナ禍、変わったこと、それから、苦労したこと、よくなったこと、できたこと、未来へつなげるヒント、条例やまちづくりに対する思いがまとめられている。これ、私も全部読ませていただきましたけど、いろんな意見がありました。この集約された声、これを今後どのように活かしていくため、どんなことをしたでしょうか。

- 鈴木利明市民協働課長 杉田委員の質疑にお答えさせていただきます。

1 つ目のアンケートの回収150件につきまして、内訳としましては、市民が76人、議員19名、職員55名でありました。また、10代から70代の方からアンケートの回答をいただいたところでございます。

2 つ目のアンケートの集約された声はどのように活かされているかということです。こちらにつきましては、広報やいづ5月号やホームページに掲載しまして、市民への情報提供に努めさせていただきました。また、市民からの意見を各課の業務に活かせるように、掲示板に掲載させていただきました職員への周知と情報共有を図らせていただいたところでございます。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 分かりました。

私が聞きたいのは、いつも市がやっていること、PDCAとよく言います。その中で、今これを聞いて市の職員のほうにもこういう意見があったよということを知らせていくけど、じゃ、それを具体的にどんなふうに活かしていくのかと、そういうところで具体的な行動があったら、それをお聞きします。

- 鈴木利明市民協働課長 今の御質疑ですけれども、いろいろ市のほうの掲示板に掲載させていただきまして、事業のほうに活用させていただいていると思いますが、事業の事例としましては、市民協働課ではまちづくりアドバイザー派遣事業による市民団体のZoom講座を実施、これにつきましては、市民会議のZoomでテーマを決めておしゃべり会議の開催などをしたらどうかというような御意見を受けて実施しております。

また、関係課では、みんなを笑顔にするおうち時間作品募集の事業を実施されております。こちらについては「みてね」という写真・動画アプリで、会わずにいつでも家族や親戚、子どもの様子を見て分かるようにしたいというような市民の意見に似た事業をさせていただいております。

また、若者倶楽部では、「未来へツナぐやいづフォト」、私の好きな風景、人、食べ物をテーマに写真を募集しまして、モザイクアートを作製して市内の観光地等をSNSに発信していくというような事業を実施しております。こちらにつきましては、焼津市の

観光スポットや家族で楽しめる場所の発信をというような御意見をいただきまして、それに似たような事業が実施されております。

以上のような事例を御説明させていただいたんですけど、幾つかの事業が皆さんからいただいた意見にあった事業として実施されていると思っております。ただし、アンケートを受けた事業等のはっきり分かりませんが、市民等の意見を受けて実施されているのではないかと思っております。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、2番、内田委員。

○内田修司委員 私から、歳出2款1項11目交通対策費の中の交通安全啓発事業費についてお伺いいたします。

予算の説明の際に新規事業で自転車保険加入促進事業補助金について行うという説明があったかと記憶しているんですけど、予算の想定件数がどうであったか、それに対して実績はどうであったかについてお伺いいたします。

○大石一宏くらし安全課長 内田委員の御質疑にお答えします。

本補助金につきましては、自転車保険新規加入に伴う保険料に対し上限額1,000円を補助するもので、今年の7月より開始しました。想定件数につきましては300台分、30万円を予定しておりましたが、令和2年度につきましては123件、12万3,000円を執行いたしました。

以上であります。

○内田修司委員 自転車の保険については県で義務化したんですけど、なかなかその部分の周知が十分じゃないというふうに思っていて、この焼津市でも自転車保険加入促進ということをやっていたら123件というのはそれなりだと思うんですけど、ちなみに今年度もやっているんですけど。

○大石一宏くらし安全課長 本年度につきましても、この補助金制度につきましては実施しております。

○渋谷英彦委員長 では、次、3番、藁科委員。

○藁科寧之委員 私のほうからも交通安全啓発事業につきましてお伺いいたします。

市内における事故の発生状況、人身事故数、死者数、負傷者数において発生状況は年々減少の傾向にあることが報告されております。交通事故の発生の要因はどのようなか。傾向はどのような状況か、お願いいたします。

○大石一宏くらし安全課長 藁科委員の御質疑にお答えします。

まず、交通事故の要因としましては、今年の人身交通事故769件に対しまして503件が安全運転義務違反が原因によるものであります。関係機関からのお言葉でありますけれども、一言で言えば、せっかちの人が多いうように伺っております。傾向につきましては、本市の交通事故の特徴として、追突や出会い頭といった交差点付近での交通事故が7割を占めているような状況であります。

以上であります。

○藁科寧之委員 要因、傾向につきましては、やはり運転者のモラルというか、意識の持ち方によりまして発生されているというふうに今御回答をいただきました。

交通事故発生の状況につきまして、人身事故769件、以下のことが概要で御説明をい

ただいているわけですが、ここに市内での発生件数ということで報告をされております。この数値につきまして、市外の方もこの件数に含まれるのか、人数等につきましても含まれるのかどうか、お伺いいたします。

- 大石一宏くらし安全課長 769件の中に市外の方も含まれているかという御質疑かと思えます。こちらはあくまでも焼津市内で発生した交通事故というような統計数字になりますので、これは市内、または市外の人も含んだ件数となっております。

以上であります。

- 藁科寧之委員 そうしますと、具体的な数値が御回答いただけるかどうか、お聞きしたいんですが、焼津市民の事故の発生状況、どれだけとか、お分かりになりましたらお願いいたします。

- 大石一宏くらし安全課長 市民の交通事故の状況という御質疑かと思えます。

まず、第1当事者、いわゆる交通事故の起因者につきましては、具体的な数値というのは関係機関のほうからはいただいておりません。ただ、交通事故発生件数と同様、減少傾向であります。しかし、減ってはいるものの、県内の中では交通事故を起こしている人が多いというような状況であります。

以上であります。

- 藁科寧之委員 コロナ禍で当局のほうで事故の啓発活動等に当たる機会が非常に難しい状況であると思えます。そんな中、ただいま御回答いただきましたように、焼津市民、ちょっと事故が多めですよというお話もいただきました。これからも市民の安全・安心のために、本年も事故減少に向けて、当局、成果の出るよう願っております。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、次、4番、秋山委員。

- 秋山博子委員 私からは、歳出2款1項16目、人権擁護費88万8,082円について伺います。

この金額の内訳、それから、2番目として、人権擁護委員へ市民からの相談件数、これは5件というふうに報告書にありますので、それぞれどういう内容だったか、教えてくださいいただけますか。

- 大石一宏くらし安全課長 秋山委員の御質疑にお答えします。

まず最初に、人権擁護費の執行額88万8,082円の内訳であります、人権相談員に対する謝礼9万2,500円、人権啓発品や啓発パンフレットの印刷製本費が53万9,582円、静岡人権擁護委員協議会への負担金25万6,000円となっております。

人権相談、相談件数5件の内容であります、相談内容につきましては、項目も含め、守秘義務があるので回答はできません。いずれにしても、人権相談はよろず相談的な部分が大きいということでもあります。

以上であります。

- 秋山博子委員 今、内訳を伺いました。この9万2,500円というのは、今、人権擁護委員の方が12名おられると思うんですけども、その方たちに等分にお支払いしているものですか。

- 大石一宏くらし安全課長 こちらの相談員の人権謝礼であります、人権擁護委員さんが順番で当番をしていただいていると。その受けていただいたといえますか、出ていた

だいた回数に対して支払われているというような状況であります。

○秋山博子委員 この相談の案内、市のホームページを見ますと、特に予約の必要もなく、相談、大丈夫ですよという案内になっていたかと思うんですけども、例えば今の謝礼なんですけれども、1回当たり幾らというような計算になるんでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

○大石一宏くらし安全課長 計算根拠になりますけれども、1回というのは、毎週木曜日、午前中が市民相談室内、午後が大井川福祉センターのほほえみのほうで開設しております。その午前中の部分に出た部分が1回ということで、その時間内に1件、2件、3件とか、あった場合でも、とにかく半日出た部分の1回に対して謝礼を支払っているというような状況であります。

以上であります。

○秋山博子委員 今回、相談の件数そのものは5件ということで、そうすると、その人権擁護委員の方が午前、午後、それぞれの場所で毎週1回待機していらっしゃって、そこで相談がなければそういった謝礼もなくということなんですか。

○大石一宏くらし安全課長 相談がなければ謝礼を支払わないというわけではありません。1回出動というか、出ていただければ、その部分に対して、相談があるなしに関わらず謝礼のほうは支払うというようなことにさせていただきます。

以上であります。

○秋山博子委員 それでは、謝礼1回当たり幾らということになってますか。

○大石一宏くらし安全課長 単価、1回当たりといいますか、そちらのほうにつきましては、また後ほど調べましてお答えさせていただきます。

○秋山博子委員 よろしく申し上げます。

それで、人権擁護委員のこの制度というのは、法務省人権擁護局、その流れで組み立てられているものということなんですけれども、その法務省の報告書といいますか、パンフレットを見ますと、令和2年で人権侵犯事件数は全国で9,589件というふうに報告がありました。焼津市でその5件の相談のうちでこうした救済手続を開始したという件数はあるでしょうか。

○大石一宏くらし安全課長 今回5件の相談内容につきましては、人権擁護委員さんがそれぞれ相談を受けた内容をそのまま静岡人権、いわゆる法務省のほうに報告されておまして、私どものほうに移管というか、その部分がないというような、報告した内容を市のほうに報告するというようなルールになっていないものですから、あくまでも市は言葉が申し上げられないので悪いんですけども、内容は把握できていないというような状況であります。

○秋山博子委員 そうすると、窓口といいますか、入り口の機能と、そういうことになるのかなと思いますが、それでいいということですよ、報告がないということは。

○大石一宏くらし安全課長 市と市民相談の1つの専門相談の中の人権相談というのがありますけれども、あくまでも国の入り口を市が協力しているというような内容となっております。

以上です。

○秋山博子委員 市のホームページにはこの人権相談について、いじめ、嫌がらせ、家庭、

近所のことなど、相談してくださいというふうにあります。ホームページを見ただけでは、それらがどんなふうに解決されるのかというのは見た人には分からないわけなんですけれども、この法務省の人権擁護局の『令和3年版人権の擁護』というちょっと厚めのパンフレットを見ますと、被害者の救済事例として具体的なこんなふうに解決しましたということが載っています。例えば、養父による養女に対する性的暴行について、こういう相談があったと。養女は児童相談所に一時保護されて、養父は逮捕されるに至ったという例とか、学校におけるいじめについて母親から相談があった。それに対しては、人権擁護委員が学校に赴いて人権教室を実施し、学校側でも環境整備が図られて両者の関係が修復されたというような例が紹介されているんですね。そうすると、どこに相談したらいいのかなというようなことで、それに対して、例えば全国ではこういう例があって、こういう解決がされていますというようなことで、人権擁護委員にといいですか、市の人権相談に相談することのハードルが下がりますし、こうして解決してくれるんだなというふうな信頼を高めるということにもつながると思うので、先ほど守秘義務が、項目も含めて、それはオープンにできないというお話でしたけれども、全国の例として法務省がこうして出しているものについては市のホームページでも紹介したほうがいいのではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○大石一宏くらし安全課長 今後につきましては、国のほうで公表されている内容等につきまして内容を吟味した上で市のホームページ等で公表できるものについてはまた公表してまいりたいと思います。

以上であります。

○秋山博子委員 ぜひ検討してください。困り事が少しでも早く発見されて、少しでも早く支援につながるということがすごく大事なことだと思います。それが行政サービスというか、市民の安心・安全につながると思いますので、ぜひ検討をお願いします。

○渋谷英彦委員長 では、次、5番、川島委員。

○川島 要委員 私からは、歳出2款1項16目、消費者保護費についてでございます。

消費者行政として迷惑電話チェッカーの設置事業をもう四、五年にわたって継続していただいていると思います。年度ごとの設置台数と、あと、使っていらっしゃる方、もしくは委託しているTOKAIケーブルネットワークさんからのいろんな声とか、もしあれば伺います。

○大石一宏くらし安全課長 川島委員の御質疑にお答えします。

迷惑電話チェッカーの設置数、年度別でございますが、本事業は平成28年度より開始し、平成28年度につきましては100台、平成29年度につきましては60台、平成30年度につきましては35台、平成31年度、もしくは令和元年度になります。につきましては35台、令和2年度につきましては12台の累計では242台となっております。

利用者からの声ということですが、報告を受けている内容を見せてもらいました。そうしますと、ほとんどの御意見が安心して生活できるようになったという声がたくさん寄せられている状況であります。

以上であります。

○川島 要委員 年度別の台数をお聞きしましたが、平成28年は100台で平成29年は60台で、平成30年は35台と。これは申込みの枠が変更しているということよろしい

でしょうか。

○大石一宏くらし安全課長 委員御指摘のとおり、その年度で予算措置した台数となっております。

○川島 要委員 分かりました。

声も安心して生活できるようになったという素晴らしい声が届いているということで安心をしておりますけれども、基本的に、まず、この迷惑電話チェッカーの設置については高齢者の方を対象にということでスタートしたと思うんですけれども、非常に器具として有効なものではないかなと思います。高齢者以外の方からの設置要望とか、お問合せみたいなのはあるんでしょうか。

○大石一宏くらし安全課長 平成28年から平成31年、または令和元年度までにつきましては、高齢者世帯、高齢者というか、高齢者の方を対象にして実施してきました。しかし、昨年度より、主として高齢者ではございますが、一般の方も対象として募集をかけております。本年度も同じような形で実施しております。

以上であります。

○川島 要委員 分かりました。

ちょうど令和2年度からちょっと申込みが減ってしまっていて、これは新型コロナウイルス感染症の関係もあるのかなというふうに想像してはいますが、やはり詐欺事件というのは、また、不審者からの電話というのは非常に件数が増えているということがありまして、また、特に電話になる詐欺事件というのは手口が非常に巧妙化しているということで、電話に出てしまうとまく言葉に丸め込まれてついつい対応してしまうというのが怖いところでありまして、こういった未然に防げるような具体性というものをもっともっとPRしてやっていく必要があるなというふうに思います。

5年間実施しておりますけれども、先ほど、安心して生活できるといういい声が届いていましたけれども、こういうふうにしてここをこういうふうに改善すればいいんじゃないかというような声というのはどうでしょうか。ないんでしょうか。

○大石一宏くらし安全課長 先ほど答弁したとおり、ほとんどの意見が安心して生活という御意見ですけれども、改善点、問題点等の指摘の御意見につきましては、初年度、例えば本年度設置した場合、初年度の設置費と通信料、月400円になりますけれども、そちらについて市が負担するというような制度になっております。2年度目以降につきましては、通信費の400円が毎月自己負担となってしまうということで、未永く支援してほしいというような声もございます。

以上であります。

○川島 要委員 今のお話で、例えば、どうしても毎月400円の負担というのが重たいということで、せっかく設置をされたんですけれども、やめられてしまったという方もいらっしゃるということですね。確認します。

○大石一宏くらし安全課長 400円の負担が大きいという意味かはちょっと分かりませんが、初年度で解約してしまうという方もいらっしゃいます。

以上です。

○川島 要委員 分かりました。

それはまだまだ判断があると思います。先ほども言いましたけれども、非常に社会全

体がこういった詐欺事件、また、電話による様々な不審な行為というものがある形
で我々を襲ってくるということが現実でありまして、少しでもそういったところから市
民を守っていくための対策としては非常に有効な迷惑電話チェッカーではないかなとい
うふうに思いますので、今後とも市民の方が利用しやすいように制度の体系も含めて継
続をしていただきたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、6番、鈴木浩己委員。

○鈴木浩己副委員長 社会保障・税番号制度事務費について伺います。

令和2年度については特別定額給付金の申込みがオンラインで非常に好評だったとい
うことで、その給付金の申込みと同時にマイナンバーカードの交付が相当増加をいたし
ました。令和2年度のカード交付の促進の取組として職員の皆さんが事業所に出向いて
出張申請サービス、あるいは商業施設での申請受付をやっていただきましたけれども、
その実績につきましてお伺いをいたします。

○佐藤三夫市民課長 鈴木委員にお答えいたします。

出張サービスや商業施設での申請受付は延べ23回、申請者は1,110名でした。内訳と
しまして、職員が事務所に出向いての出張サービスは17回、申請者は679名で、焼津漁
業協同組合、焼津市立総合病院、自衛隊、静浜基地などが主な事務所です。そのほか、
各地区の民生児童委員の会合にも出向いてカードの申請や交付を行いました。また、商
業施設での申請受付は6回、申請者は431名で、市内のショッピングセンター、スーパ
ーマーケットなどで行いました。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

人数をお伺いしたわけなんですけれども、1,110名ということで、これは1,110枚と、
そういう認識でいいですか。

○佐藤三夫市民課長 1人に1枚ということですから、1,110枚の申請がありまし
た。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

主要施策の概要報告書の54ページの中段よりやや下のところにマイナンバーカードの
交付等の状況という表があります。令和2年度については2万4,217枚、らくらく申請
サービス受付件数として1万183件ということでありましたけれども、出張申請サービ
スと商業施設でのマイナンバーカードの臨時受付が1,110名、1,110枚ということなんで
すが、この交付枚数の2万4,217枚に対してらくらく申請サービスの受付件数の1万183
件を差し引いた枚数というか、件数は、これはオンラインで御自宅から申請されたのか、
それとも、来庁されて直接申請をしたのかと、そういう内訳って分かりますか。

○佐藤三夫市民課長 らくらくサービスというのは、市役所に出向いてもらって、そこで
市役所の職員が写真を撮ります。それで、写真を撮ったものについて申請を行うという
サービスですので、そのサービスが年間に1万183件ということになります。そのほか
の方たちは、申請は携帯とか、そういったもので自分でお写真を撮って御自分で申請を
しているということになります。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 分かりました。ありがとうございます。

それで、今課長から御答弁いただきましたように、令和2年度、新しい取組で出張をしていただいたりとか、一定の実績もあるわけですけれども、こうした令和2年度のそういった実績とか成果を受けて、今後さらなる促進に向けて何か新たな取組とかを御検討された、そういう経緯がありますか。

○佐藤三夫市民課長 マイナンバーカードの申請に当たっても、やはり出張サービスというのを市のほうでやらせていただく、それを引き続きやらせていただくということになります。

それと、もう一つ、マイナンバーカードを持つことによって、従来、市役所で発行していた住民票、それとか、印鑑証明、戸籍などがコンビニで今度は発行できるということもさらに宣伝をいたしていきたいと思います。

また、これも引き続きやっていることなんですけれども、もちろん先ほど言いましたマイナンバーカードの申請サポート、らくらくサービス、先ほども言いましたけれども、こちらも引き続きやっていきたいと考えております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、7番、深田委員。

○深田百合子委員 飼い主のいない猫対策事業について伺います。

1、増加抑制の状況はどうか、2、委託頭数以外に団体の負担で手術をした頭数の把握はしておられるか、3、手術委託以外に動物愛護と環境美化のための支援の検討は令和2年度でされたかどうか、以上伺います。

○富田明裕環境課長 深田委員にお答えいたします。

まず、1番目、飼い主のいない猫の増加抑制の状況についてですが、捨て猫の総数の把握は困難でございます。ここでは動物愛護団体がTNR活動を行っている市内48か所、今年からなんですけれども、そちらの状況から回答させていただきます。

過去5年の推移といたしましては、平成29年、551頭、平成30年、423頭、令和元年、452頭、令和2年、559頭、令和3年は活動数が2か所ほど増えまして比較はちょっとできないんですけれども、令和3年は707頭ということになります。過去4年、令和3年はちょっと除外させていただくと、おおむね横ばいであると考えております。

次に、委託頭数以外に団体の負担で手術をした頭数の把握ということでございます。委託頭数以外に団体の負担で手術を行った件数につきましては、動物ボランティアとの意見を交換しておりますので、自己資金で不妊去勢手術を行っていることは承知しております。ただし、頭数のほうは把握してございません。今後も団体との協議を継続して、その配分について考えていきたいと思っております。

3番目です。動物愛護と環境美化のための支援につきましては、ごみ減量説明会と付随して行うペットの飼い方マナー説明会や参画している一般社団法人静岡県動物保護協会による啓発事業、職員によるペットの飼い方などの訪問指導を行っております。

以上でございます。

○深田百合子委員 増加抑制の状況ということで551頭から707頭の説明がありましたが、これは飼い主がいない猫のための手術の合計頭数でよろしいでしょうか。

○富田明裕環境課長　こちらはTNR活動をやっておりますボランティア団体がまず餌をやるために活動拠点を置きまして、そこに寄ってくるまだ手術をしていない猫を捕獲し、そして、手術をやるという事業なんですけれども、その活動拠点を2つ増やしたことによって、そこに寄ってくる手術済みの猫も手術していない猫もそこに集まってきていますので、その総数でございます。

○深田百合子委員　手術した頭数が令和2年度は128頭なので、今の総数の把握が551頭とか、452頭とか、ちょっと多いなと思ったんですよ。そうしたら、手術した猫も入っているよということだものですから、これは増加抑制の状況にどういうふうにつながるのかなと思ったんですが、どういう数字ですか。

○富田明裕環境課長　TNR活動は猫を殺傷するような事業ではございませんで、飼い主のいない猫がいたら、それを捕獲して手術をして元の場所に戻しますので、その把握している野良猫の中には手術をした猫もこれからしなければならぬ猫もいるということでございます。

以上です。

○深田百合子委員　分かりました。TNRをやっている猫が市内に大体このぐらいいるよということで受け止めました。

先ほど、団体が個別で実費で手術をしているということは承知をしているけれども、頭数は判定していないということは、やはりこの210万円ですと128頭が限界だということで、とても足りていないのではないかなというふうを受け止めます。ですから、意見交換をやっていच्छゃると、TNR活動をやっておられる団体との意見交換をやっておられるということですので、具体的にそうした数字、補助事業では賄えないような実態をぜひ出していただいて、どのぐらいお金が足りないのか。実際に餌やりさんとか、清掃とか、ノミ、ダニ駆除とか、ゲージを買ったりとか、あと、亡くなった場合は火葬場にも運ぶと、そういう対応もかなりいろいろ、生き物ですから生命を全うできるように対応していただくという大変な作業も好きだけではできないと思うんですよね。ですから、手術費以外のことも対応が、支援ができるといいかなと思うんですが、そういうことは考えていच्छゃいませんか。

○富田明裕環境課長　現状で考えますと、やはり何を一番やりたいかという、猫の不妊去勢手術ということですので、そちらをまず主に考えております。内容としましては、特に雌猫が発情期にここの中にいるというのはすぐやらなきゃならないからやりましたとか、そういったこともよく聞いています。年の初めに配当をさせていただくんですが、それ以外に市で緊急のときのためのお金も多少はそこに持っていますので、そちらを出していたりもしますので、今は手術費という形で考えております。例えば、捕獲器とか、そういったものも市では持っておりますので、その場合は貸出しすることもできますので、今は一番欲しい手術の委託に充当しているという状況でございます。

○深田百合子委員　まずは手術費ということなので、その手術費がちゃんと対応できるように増額が必要かと思えます。

以上を申し上げまして質疑を終わります。

○渋谷英彦委員長　では、次に行きます。8番、鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長　河川愛護事務費について伺います。

これはもう以前から市内の至るところで問題意識が非常に高くなっておりましてけれども、高齢化によって河川清掃の参加者が非常に減少傾向にあつて、残っている現役世代への負担が相当重くなっておりましてけれども、本会議の一般質問等で同僚議員が取り上げておりますが、検討状況についてお教えいただきたいと思ひます。

○富田明裕環境課長 鈴木委員にお答えいたします。

地域住民の皆様自主的な環境美化活動に感謝しております。高齢化によりやり切れない、または水路が深いため困難であるなどの声を聞いており、非常に困難な場所につきましても、負担の軽減を図るために川藻の陸揚げ作業などの支援を行っているところでございます。環自協支部長様と意見交換や河川課などの庁内の関係課との協議を進めております。別の検討状況といたしましては、今回、市民協働課で実施しております広域活動事業補助金において市民活動団体や市内企業などが環境美化活動に取り組む場合もやいづクリーンアップ事業として補助金の対象とすることとしております。今後も課題解決に向けていろんな検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それこそ平成30年度に廃棄物対策課と河川課で河川の清掃困難箇所の調査結果を踏まえて、令和元年度に庁内で検討、協議が行われたと一般質問の会議録をひもといたら載っております。引き続き協議は、検討はされているわけなんですけれども、河川清掃の困難箇所ですが、当然危険が伴うような現場の物理的な要因による困難箇所もあれば、隣組とか町内会で高齢化率が非常に高い地域もあつたりして、高齢化によって人員不足でなかなか河川清掃ができないよという困難な要因もあるわけなんですけれども、協議を継続していただいている箇所の中に困難箇所、さっき僕が言った物理的な要因のところもあれば、人的な要因のところもあると思うんですけれども、そういう困難箇所というのはひっくるめて何件ぐらいありますか。

○富田明裕環境課長 それにつきましては河川課と資料を突き合わせないと分からないので、後日提出という形にさせていただきたいと思ひます。

○鈴木浩己副委員長 分かりました。じゃ、よろしくお願ひします。物理的な要因の困難箇所と人的な要因の困難箇所、それも別々で分かればお教えいただければというふうに思ひます。

ここ近年、ずっと河川課と協議をいただいているわけなんですけれども、ただ、いつまでもずっと協議をとというわけにもいかないし、どんどんどんどん高齢化が進んでいく中で、当局側としていつぐらいまでにある一定の方向を出せたらなというような、そういうめどというのは立てて検討をされておりますでしょうか。

○富田明裕環境課長 大変申し訳ないんですけれども、特にめどというのは決めておりませんが、おおよそこういうときは5年くらいを考へて思ひます。ただ、この関係につきましてもなかなか具体的な解決策が出ないものですから、特に期限を決めているというわけではございません。

○鈴木浩己副委員長 分かりました。

ただ、現場の自治会役員さんからしてみると、やっぱりうちの町内会ばかりとか、うちの組ばかりなかなか人が集まらないだとか、高齢者ばかりになつちやつて非常に現役

世代に負担がかかっているよと。あるいは、けがをされたりだとか、そういうことで、責任ある立場の地元の皆さんからしてみると、やっぱり一年でも早く、半年でも一日でも早く市で補助を出していただくだとか、あるいは県や市で河川清掃をやっていただくだとか、一定の方向を出していただきたいということも非常に多く言われるものですから、ぜひ環自協の皆さんとも連携を密にして、一年でも早く、こういった方針を決定されることを望んでおります。

以上、終わります。

○渋谷英彦委員長 では、次、9番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 それでは、4款1項6目、ごみ減量対策費についてお伺いいたします。

生ごみの処理堆肥化について、処理容器が31基、電気式処理機26基、黒土の利用21人、さば節菌利用200人と報告があります。各種類について累計の件数、それと、傾向はどのようなになっているか、お伺いいたします。

2番目に、これらの利用者、これの地域的な傾向があったら教えてください。

○富田明裕環境課長 杉田委員にお答えいたします。

まず、生ごみ堆肥化など処理機器の設置事業ですけれども、処理容器、コンポスト及び電気式処理機につきましては、設置者に購入費の補助を行っております。黒土利用のキューロ、さば節製造過程で発生する菌を利用した処理容器につきましては、モニター制度で配付をしております。そして、その累計ですが、コンポストは平成5年度から始まり、令和2年度までに4,424基でございます。電気式処理機は平成11年度から始まり、令和2年度までに2,016基でございます。キューロにつきましては平成25年度から始まり、令和2年度までに397世帯に配付をいたしております。さば節由来の処理容器は令和2年度の新規事業ですので、累計も200世帯でございます。

傾向といたしましては、コンポストはやや大きく、屋外で用いられるため、畑の所有者の御利用が多いように見受けられます。キューロはやや大きく、4人から5人向きの家族に向いております。さば節由来の処理機はコンパクトでベランダでも設置可能であるため、少人数の家庭やアパートの方に好まれていると考えております。

次に、これらの利用者の地域的傾向はあったかということですが、使用者の傾向はあるものの、地域的傾向はないと考えております。

以上です。

○杉田源太郎委員 累計でいくとかなりの世帯でこれを使っていると思うんですけど、その辺りをする中で1年間で大体1世帯100キロぐらい減量できるんじゃないかということだったと思うんですけど、今この世帯の方はずっと続いているかどうかというのは確認はできていますか。

○富田明裕環境課長 まず、モニターでやらせていただいているキューロ、もしくはさば節由来のほうはレポートを出していただいているので分かるんですけども、コンポスト及び電気式処理機につきましては、やめてしまったとか、そういったことは把握しておりません。

以上です。

○杉田源太郎委員 これもごみ減量対策ということで市として物すごく大切なことだというふうに私は思っています。それで、先ほど、利用者の傾向は分かるけど、地域的な傾

向は分からない、利用者の傾向というのはどういうことですか。

- 富田明裕環境課長 利用者の傾向としましては、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、コンポストはやや大きいものですから屋外で用いられます。ですので、例えば庭が大きい方とか、畑の所有者の方に好まれていると考えております。キエーロについてはやや大きいですが、屋外型ですので、庭に置くタイプの方が多いです。ですので、やっぱり庭が大きいとか、町なかには向かないというような形で考えております。大きいということは容量も大きいですので、4人から5人家族が多いのではないかなと、そういう傾向を考えております。令和2年度から始めましたさば節由来の処理機につきましてはコンパクトでございますので、核家族向けといいますか、2人から3人くらいの家族を念頭にしておりまして、庭とかがなくてもアパートなどのベランダでもできますので、そちらが対象じゃないかなと、そういう傾向を考えております。

以上です。

- 杉田源太郎委員 私が聞いた傾向というのは、先ほど言ったコンポストなんかは大きいもんで農家の方どうのこうの、それは分かるんですよ。そうじゃなくて、私が聞いたかったのは、老人世帯でこうだよとか、あるいは若い世帯でとか、あるいは年齢的にこういう世帯で多いよだとか、そういう傾向をつかんでいるかということを知りたいです。

- 富田明裕環境課長 御質疑の年齢的な層とか、そういったものについての御質疑なんですけれども、具体的にはそれについて傾向はつかんでおりませんが、窓口で見る限りはさば節などは若い方が多いかなと。若いといいましても、僕より若いかと思っておりますので、30か40ぐらいの方が多いいいというのは、感覚ですみませんが、多いと思っております。

以上です。

- 杉田源太郎委員 それはすごく大事なことだなと思って、こういうものを啓蒙していく、あるいは周知していくというときに地域的なことということは、例えば団地だとか、そういうところで集中的に市としてやってみるよとか、そのことによってこの地域でこれだけ生ごみが減っていった。重量ですよ、一番大切なのは。燃やすごみを減らしていく中でやっぱり重量ということで、そういうことを今後考えていくということは検討されていますか。

- 富田明裕環境課長 ありがとうございます。特にキエーロ、もしくはさば節につきましては、モニター制度を取っておりますので、そちらの感想とか、どういった方たちが使っているかというのを分析して、また次の手を考えていきたいなと思っております。

すみません、先ほど、キエーロにつきましてはちょっと庭でということでお話しさせていただきましたんですけども、水が入るといことになってしまいますので、軒下とかで、屋外の軒下とかで使われるということで訂正をさせていただきたいと思います。

以上です。

- 杉田源太郎委員 私が聞いたかったのは、例えば団地で200世帯あるよ、300世帯あるよ。その中で例えば今まで燃やすごみの重量はこのくらいだったと。ずっと5年間ぐらいの資料を頂きました、そちらのほうから。その中で地域的なばらつきというのはあまりないんですよ。この地域でこれをやることによってこれだけ減ったよと、そういうものをアピールしていくことによってこれが増えるんじゃないか。そういう計画はあるかどうか

かということを知っている。

○富田明裕環境課長 杉田委員の御意見はごもっともだと思います。地域別にそういった統計を取って次のごみ減量策に進めていきたいと思っています。今では統計はそのような形で取っておりませんので、参考にさせていただきたいと思っています。

○杉田源太郎委員 期待しております。

○渋谷英彦委員長 では、次に行きます。10番、岡田委員。

○岡田光正委員 岡田でございます。

4款1項6目、不法投棄対策事業費でございますけれども、説明資料の中に全くこの事業に関する説明がないものですから、この対策事業325万5,869円、この具体的な内容、それから、不法投棄等の監視体制、この辺がどうなっているのか確認させてください。

○富田明裕環境課長 岡田委員にお答えいたします。

まず、不法投棄監視員を配置しまして常時パトロールを実施しているほか、環自協支部長と共に年間14回のパトロールを実施しております。また、不法投棄しやすい場所には注意喚起の看板を設置するなど、不法投棄しにくい環境づくりに努めています。

予算の措置としては、不法投棄監視員の人件費、もしくは注意喚起の看板の制作費などが主なものでございます。ただ、不法投棄につきましては、処理困難物もございまして、そういったものに係る費用も計上しております。

以上でございます。

○岡田光正委員 今お聞きしましたけれども、処理困難物、こういったものは具体的にはどのようなものが多いのか。

○富田明裕環境課長 処理困難物、まず、家電リサイクル法にありますテレビとか冷蔵庫のようなもの、これはそのまま捨てるわけにはいきませんので、こちらでリサイクル券を買って処理するという形を取ります。あと、パトロールの中で出てくるようなものと、古タイヤとか、車のバッテリー、あとはやっぱりテレビとかが多いと思っています。

以上です。

○岡田光正委員 要は不法投棄、もう犯罪ですよ。かといって、毎日毎日パトロールというのもあれなんですけれども、特に今後、これ自体は続ける必要があるし、それから、例えば山だとか、畑だとか、そういったところへぼんぼんやられても大変な話になってきちゃうので、これはある県のある市であった話なんですけれども、うちの親族の関係、いわゆる建設残土、それをぽいっと放り込んでいかれちゃったと。そういうような場所だと。そういったものはこのところ、あの辺には聞こえてはきませんが、以前、高草山の廻沢のほうに建設残土を運んでいたよとかというような話があったように聞いたりしたものですから、この監視体制の中で極力跡が追えるような、あるいは事前に防止がもっと強化できるような体制というものを考えていただかないと、また今後不法投棄が増えるんじゃないかなというふうに予想がされますので、その辺はどうお考えか聞かせてください。

○富田明裕環境課長 不法投棄を防止するというのはなかなか難しく、監視をしてもその隙間を狙っていくというような、私は考えております。まずは不法投棄しにくい環境づくりといいまして、隠れているところが少ないとか、そういったものをなるべく

減らすということと、あと、看板などで皆さんが見ているんだよというような状況を心ない不法投棄する方に突きつけるといいますか、そういったことが重要だと思っております。

以上でございます。

○岡田光正委員 基本的に草がぼうぼうになっていたり、あるいは放置ごみがあるままになっていたりとかといったようなところは捨てやすいというように聞いております。だから、そういったものを含めまして、他の課とも競合しながらそういった制度に、例えば先ほど別な観点からありました河川の清掃、そういったところにいっぱいそうしたケースがあるものですから、草がぼうぼうになっているようなところでああいったものをきちっと整理できるような体制というものをお願いしていきたいと思います。ぜひ不法投棄がないように、その後の管理についてもよろしくをお願いします。

○渋谷英彦委員長 ここで暫時休憩いたします。再開を、15分、再開いたします。

休憩（14：03～14：13）

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑、意見に入ります。

11番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 4款1項7目、公害対策事務費についてお伺いいたします。

リニアの関係のときにいろいろお尋ねしたときにちょっと答えていただいたんですけど、地下水の無計画な採取による塩水化、あるいは地盤沈下等を未然に防止する。そのための県の規制地域、ここで最終規制を行ったとあります。この地域はどこで、何を行ったんでしょうか。

2番目に、県条例で規制されていない地域、ここへの対応はどのようにしているんでしょうか。

○富田明裕環境課長 杉田委員にお答えいたします。

対象地域、県内の9地域で河川区域というか、そういったところで9地域で指定しております。焼津市は大井川地域となります。そして、地下水の採取に対する規制地域及び適正化地域並びに取水基準という基準がございます、これにより新規設置の井戸は吐出口の断面積が52平方センチメートル以下、取水量は日量1,008立方メートル以下に制限されるという規制を行っております。

次に、規制地域につきましては、大井川の規制区域では焼津市の全域が大井川規制区域に指定されているため、規制されていない地域は焼津市にはございません。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 具体的に何を行ったか。径52ミリ以下で日量1,008立米、こういうもの、その径と量だけですか。

○富田明裕環境課長 こちらの基準につきましては、新たに造ります新規設置の場合の井戸はこの基準を満たさないと認められないという状況です。

○杉田源太郎委員 新規でない場合はどうなの。

○富田明裕環境課長 新規でない場合は、まずこちらの条件に合っているものを会員とし

て登録していただきまして、そちらの取水量を報告、年に1回、取水量などを報告していただきますので、そちらで調査をして規制をしていくというような形になると思います。

○杉田源太郎委員 了解しました。

焼津市内全域だということなんですけど、焼津市内では企業数としてどのぐらいあるんですか。

○富田明裕環境課長 焼津市につきましては、先ほどの新規の基準ではなく、こちらの会員になる条件といいますか、登録する条件といたしまして、揚水設備を備えた吐出口が14平方センチメートルを超えるものを会員として登録をお願いしております。焼津市では152社、井戸数としては319本が登録されております。

以上です。

○杉田源太郎委員 その検査を県と一緒にやったということなんですけど、具体的に何か問題があったところはありますか。

○富田明裕環境課長 地下水の関係につきましては、県と共に調査ということはございませんで、塩水化調査を市が毎月実施しております。

以上です。

○杉田源太郎委員 問題はなかったんですか。

○富田明裕環境課長 問題があったとかは聞いておりません。なかったと感じております。

○渋谷英彦委員長 では、次、12番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 同じく4款1項7目、環境調査事業費、1番として、工場排水等調査分析で県の立入検査実施とありましたが、どのような業種で何件やりましたか。

2番目に、市独自の立入検査、これをどのような内容で対象業種と件数はどうでしょうか。違反工場とその業種、その内容をお願いします。

○富田明裕環境課長 杉田委員にお答えします。

県の立入調査の実施につきましては、県が立入計画を定めて特定施設、これは施設の種類とかそういったもので規定をされておりますけれども、こちらを使用している事業所、こちらを対象としまして、例えば、ばい煙施設でしたら大気の発生等、そういった基準を超えたものにつきましては調査をしております。こちらにつきましては、その施設のうちに例えば大気汚染防止法の中でいいますと、総排気ガスが1万ノルマル立方メートル、これは時間毎分ですけれども、こちらの以上の事業所は3年に1回、それ以外の事業所は5年に1回などに応じて、3年から5年に1度となっております。

令和2年度に調査をした業種は水産食料品製造業が35件で最も多く、冷凍調理食品製造業、飲料製造業などの食品加工業が3件続きます。食料品以外ですと水の共同処理施設、あとは病院の病床数300以上などがございます。全体で75件を実施しております。

次に、市独自の立入検査につきましては、こちらの事業所は公害防止協定を締結している事業所と過去に連絡をいただき現地調査をした事業所のフォローアップとしてピックアップした事業所でございます。改善に多大な投資を要することから継続して調査を行い、現状把握を行っております。令和2年度で調査を行った業種は飲料製造業が3件で最も多く、水産食料品製造業が2件、衣料品製造業1件と続きます。全体で11件実施いたしました。

次に、違反につきましては、令和2年度は水産食料品製造業とパンもしくは菓子の製造業、または製あん業で1件ずつ違反がございました。内容は生物化学的酸素要求量、通常、BODと訳しますけれども、こちらの数値が基準値よりも超過していたものでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 分かりました。

概要報告の中で公害紛争を未然に防止すると、そういうことがありました。今この地域の中で公害紛争、何かやっていることというのはあるんですか。

○富田明裕環境課長 当市におきましてはございません。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、13番、増井委員。

○増井好典委員 4款1項7目、地球温暖化防止活動啓発事業費の件です。

まず1番目に、事業内容の詳細な説明をお伺いしたいと思います。

2点目ですが、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を利用しているということですが、補助率は10分の10ですけど、環境省のほうからこの予算について、お金について使途に関して指導、指示があったかをお伺いしたいと思います。

○富田明裕環境課長 増井委員にお答えいたします。

こちらの事業につきましては大きく分けて3つございます。1つ目は環境教育事業でございます。地球温暖化の現況やメカニズムを伝えることで、地球温暖化は身近なものである、自らの行動によって改善できるものであることをテーマにしております。令和2年度は大井川東小学校、特別支援学校焼津分校、焼津高等学校、大村公民館で実施し、254人が参加をしております。

2つ目がイベント出展事業でございます。焼津さかなセンターで2回、大井川公民館で1回行いました。内容はクイズやパネルによる地球温暖化の解説、ドライブシミュレーターの体験、省エネ家電への買換えの推奨を行いました。来客数は227人で行いました。

3つ目は、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」をPRするポスター、こちらはB2判で200枚制作しました。チラシも作りしました。A4判、1,000枚。そして、視覚に訴えるということが重要だと考えておりますので、動画を3分程度のもの、オフィス編、スクール編ということで2本を作成しております。

次に、補助対象経費としてCO₂排出削減促進事業が上げられまして、ライフスタイルの転換を示すものとしております。使途の制限としては、それにそぐわないものというのは当然なんですけれども、備品やノベルティー、賞品などのものは不可とされております。

以上でございます。

○増井好典委員 内容は分かりました。これ、かなり利用としてはほかの部署、例えば経済部であったりとか、観光の部分、あるいは教育の学校のほう、いろんなところと連携を取らないとなかなかできないと、効果が出ないというふうに思いますが、その辺はちゃんとそれぞれの部署と打合せの上、行ったという解釈でよろしいでしょうか。

○富田明裕環境課長 委員のおっしゃるとおりでございます。特に環境教育は教育委員会

と連携をしないとできないような事業でございまして、こちらの希望のある学校ですとか、そういったところでまず教育委員会と連携をしなければできないと考えております。内容としては、イベント出展につきましても、商工課とか、そういったところ、イベントをやっていただく課と連絡を調整しながらこの事業を遂行していきました。

以上でございます。

○増井好典委員 それと、これから地球温暖化はどんどん抑制していかないといけないというふうなことであります。そうした中で焼津市としても、市独自としてもこういった事業を推し進めるといふような考え方はあるというふうに思ってもよろしいでしょうか。

○富田明裕環境課長 CO₂削減のために今年の3月、ゼロカーボンシティを表明しております。当然ながら補助を利用してやるということも1つございますが、それ以外に身近ですぐできるようなもの、そういったものを考えながらやっていきたいと思っております。CO₂を削減するためにはいろんな方面から考えながら事業を展開していくことが大切だと思っております。

以上でございます。

○増井好典委員 おおむね発展的な事業の展開をしていただけたということで、いいなというふうに思います。ぜひとも小さい枠じゃなくて、どんどん輪を大きくしていただけて、いろんなものを巻き込んで、いい成果が出るような事業をという形で発展していただければと思います。

以上で終わります。

○渋谷英彦委員長 では、14番目、杉田委員。

○杉田源太郎委員 それでは、4款1項7目についてお伺いします。

今、増井委員の質疑で分かったところはありましたけど、その事業に対するこの実施した事業、その費用、この内訳について教えてください。

○富田明裕環境課長 杉田委員にお答えいたします。

先ほど、この事業は大きく分けて3つということでお話をさせていただきました。その内訳といいますと、まず1つ目にお話しさせていただきました環境教育事業なんですけど、こちらは小学生、高校生に省エネ行動を伝えるために、言ってしまうと、特別の授業を行ったということです。この中には、講師料ですとか報償ですとか備品手配がございまして、これに使った費用は44万円でございます。

次に2番目です。イベント出展事業といたしましては、これは会場にブースを設置しまして、パネル展示や先ほど言いましたドライブシミュレーターなどを体験していただいたり、買換えを促進するようなことをPRしたものでございます。これにつきましては、プランですとか、運営ですとか、パネル制作費にお金を使っております。こちらは91万5,200円です。

3番目です。こちらは「COOL CHOICE」の周知とかPRに使いましたポスター、チラシ、動画制作につきましても費用になります。主にはデザイン代とか印刷代、構成、撮影代という形になります。こちらの金額としては164万1,200円です。

それに、その3つに全てかかるような形の事務経費及び値引きも含めているんですけども、6万7,100円でございます。合計としては306万3,500円でございます。トータルの金額がちょっと差がありますが、こちらは国交省以外のグリーンカーテン写

真展というのをやりまして、その賞品に差額を使っております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 これは地球温暖化、CO₂排出削減を含むということに全部結びついていきます。気象の異常の問題もずっと絡んでいるんですけど、先ほど言った生ごみのその問題も絡んでいる。この啓発活動、この中にごみの量の削減だとか、そういうものというのは入れていくという計画はないですか。

○富田明裕環境課長 この国庫補助につきましては、あくまでも二酸化炭素排出抑制の対策なんですけれども、基本的には「COOL CHOICE」事業を周知するという国庫補助でございまして、ごみ減量というのを主に言っているわけではございません。ただ、国のほうもCO₂削減については大きく見ているので、今年度、もしくは令和4年度につきましてはかなり緩和をされておりますので、この令和2年度まではごみ減量対策については対象にはなっておりませんでした。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 1つ先ほど答弁いただいた中で小学校、中学校で環境教育、そういうものをやられたということで、省エネということを知ったんですけど、この具体的な内容はどんな内容でしょうか。

○富田明裕環境課長 省エネの具体的な内容の御答弁でございます。

まず、小学校の場合はいろんなことが省エネにつながるんだよというところで、まず身の回りのものを多く使っております。どんなことが省エネになるか、まずみんなで少しずつ、部屋の電気を消そうとか、水をちゃんと締めていますかとか、小学生ですので歯磨きのときにコップでやっていますかとか、そういった細かいところを考えながら、水をきれいにするのも電気を使うんだよというようなことで活動をさせていただいております。高校生になるとちょっと高度になりまして、みんなで公共バスを使おうとか、自家用車で行かないで自転車で行こうとか、そういったところをします。買換えにつきましては、一般のほうを主に言っておりますけれども、10年前と消費電力が全然違うものですから、もったいないというのもいいんですけども、買い換えることによってCO₂が減るんだよというようなことを特にイベント出展の事業の中でパネルで説明しております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 こういう小・中学校、高校生も含めてですけど、環境教育というのはすごく大切なことだと思うんですけど、これを学年ごとにやって、全部で何回ぐらいやったのか分からないんですけど、そういう授業を受けた生徒たちの反応とか、そういうものというのは確認していますか。

○富田明裕環境課長 こちらの国庫補助事業につきましては、例えば学校側にお願いして、学年ですとか、そういったものをお任せしているんですけども、内容的には一番最後にアンケートを取りまして、あなたがこれから地球に対して何ができますかというような内容で話をしております。それを逐一見ていきますと、あしたからでもできるというような内容がよく小学校のほうには書かれておりましたので、そういった内容で確認はしております。必ず授業をやった後はアンケートというものを取っておりますので、こちらで把握をしております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、10番、川島委員。

○川島 要委員 私も地球温暖化防止活動の問題、昨年度の事業内容についてはお二人の委員の質疑への答弁で分かりました。特に教育事業、これは非常に大事だと思います。私も個人的に令和元年度に環境部の出前講座を受けたことがありまして、非常に分かりやすい内容ですばらしいなと感動した1人でした。そういった出前講座を、例えば昨年度についてはなかなか新型コロナウイルス感染症の関係もあったかもしれませんが、自治会さんあたりを対象にした出前講座の開催についてはどうお考えでしょうか。

○富田明裕環境課長 自治会さん向けの出前講座というお問合せでございます。年度初めの頃に環自協さんとか学校に問合せしまして、まず希望を取ります。小学校さんですとパッカー車が一番人気なんですけれども、ごみの収集をして、こうやって処理するんだよというのがあつたりします。その中には地球温暖化を希望する学生さんがいたり、一般の事業の自治会さんがあつたりします。希望があればそういった形でやっておりますし、あと、自治会さん向けですと、例えばリサイクルを見るためにその工場を見学するというのもやっております。内容としては、地球温暖化の中で出前講座を行っているものは、それこそ新型コロナウイルス感染症の関係でなかなか難しかったんですが、今回は地域の環境リーダーさんが地球温暖化防止につきまして研修といいますか、出前講座をやっていたという実績がございます。ですので、希望があれば自治会さんだろうと学校だろうとどこでも伺いますので、また何かありましたらお伺いしたいと思います。

○川島 要委員 分かりました。

今、希望があればというふうにおっしゃられましたが、3月10日に焼津市もゼロカーボンシティ宣言をしていただきまして、いよいよ市長を先頭に脱炭素社会に向けてのスタートを切ったという今年でありました。ですから、ぜひそうしたタイミングをうまく使って、要望があればではなくて、焼津市のゼロカーボンシティ宣言の意味合いというものを市民の方に広く周知していけるような場の設定も積極的に考えていただければというふうに思います。そういうことを要望して、終わります。

○渋谷英彦委員長 では、次、16番、青島委員。

○青島悦世委員 私からは、4款1項7目、新・省エネルギー機器設置事業費、ページは同じくです。

太陽光発電システムの設置者99件が含まれています。現在、焼津市の太陽光発電システム設置者、総電力量と書いてありますけれども、最大出力、それはどれほどとなっておりますでしょうか。

○富田明裕環境課長 それでは、青島委員にお答えいたします。

住宅用の太陽光発電システムの希望者につきましては、平成21年度から行い、令和2年度までに2,968件、出力としましては1万5,317.18キロワットに対して支援をしております。市全体になりますと、事業所で設置しているものや住宅用でも補助なく設置しているものもありますので、焼津市にある全ての太陽光発電の出力というのは把握できないものですから、今、焼津市がやっている補助というものに対してのキロワットでお答えさせていただきました。

以上でございます。

○青島悦世委員 今お聞きしようとしたのを先に、ほかのほうは把握していないということをおっしゃってしまいましたけれども、住宅用という中ですけれども、屋根とか平地に造るとか、それとか、休耕地、田植をして上へつけてあるところもありますけれども、そういうものについても把握されていますでしょうか。

○富田明裕環境課長 まず、住宅用の補助をしている部分につきましては、当然ながら、補助を出す以上はチェックしていますので、例えば屋根についているとか、駐車場の上面についているとか、そういったものは把握はしております。野立てというものも把握しておりますけれども、あとは一定規模以上ですと国とかに申請する義務がございますので、いわゆるメガソーラーというものになれば把握ができるかと思えます。ただ、小さいものになりますと、そちらはちょっと把握できかねます。

以上でございます。

○青島悦世委員 それこそ、さっき住宅用のやつは全部把握できると言いますが、環境問題で今こうなっている状況の中で焼津市は一体どのようになっているかということは当然これから把握していく中で、いろんな方面でこういうことを喚起していかなくちゃならない時代に来ていると思えます。ですから、太陽光ばかりではありませんけれども、ほかのことも考えながらやっていくという自然再生可能エネルギーという部分にシフトしていくことを考えれば、そういったこともちゃんと焼津市として環境面でも把握していくということが大事だと思いますけれども、そういった努力といいますか、把握するようにしていただけますでしょうか。

○富田明裕環境課長 把握に努めていきたいと思っておりますけれども、例えば土地利用の関係ですとか、それこそ、都市計画課のほうで条例をつくって規制をしたりしておりますので、そういった他課との連絡の下でなるべくといいますか、できる限り把握していきたいと思っております。

以上でございます。

○青島悦世委員 決算のことだもんでこれ以上無理なこともあると思いますが、今言われたように、努力といいますか、それをやっていただきたいと思えます。

それで、もう一つ、傾斜地についているとかということについては環境のほうも影響してくると思えますけれども、それらについても把握して、より安全なことということを考えていただきたいと思えます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次に行きます。最後です。17番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 今度、エコアクション21推進事業費についてお伺いいたします。

2013年度を基準として2020年度までに温室効果ガス排出量を10%削減する目標、そして、各審査でおおむねガイドラインに適合と説明がありました。具体的に何をもちって適合と評価されたのでしょうか。

○富田明裕環境課長 杉田委員にお答えいたします。

温室効果ガス排出量を10%削減する目標につきましては、焼津市役所地球温暖化防止実行計画の目標でございます。これを達成するために焼津市は環境省推奨の環境マネジメントシステム、エコアクション21を取り入れております。ただ、この削減目標をク

リアするということにつきましては、こちらのエコアクション21のガイドライン上の要求事項ではございません。エコアクション21のガイドラインにつきましては、例えば法令遵守や継続的改善、環境負荷の把握などに要求事項が示されております。環境に優しいより効果的、効率的、または持続的に環境に取り組めるための行動をまとめております。

例えばなんですけれども、法令遵守を例に取りますと、フロン規制法にある簡易点検を確実にやっているか、その記録を保存しているか、現場の職員が法令を理解しているかなどを審査員が点検し、評価をしていきます。したがって、焼津市役所が事務事業を進めるに当たってエコアクション21のガイドラインに沿って事業運営が行えているかどうかの審査を受けて、ガイドラインに適合した事業運営がおおむねできているという評価をいただいているというものでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 10%目標というのは何か具体的に聞こえなかったんですけど、2013年から何をもってその評価をして、令和2年度、このときにどのぐらいまで削減できたか、何を基準にして、どれぐらいまで減ったと、そういうことは今ここでお答えできますか。

○富田明裕環境課長 すみません、ちょっとお待ちください。

大変失礼いたしました。令和2年度の市役所の温室効果ガス排出量は基準年度である平成25年度比10%を目標にしておりましたが、こちらが約5.7%の削減でございました。

○杉田源太郎委員 すみません、私が聞きたかったのは、何を根拠に5.7%とどのぐらい減ったのかというのを聞きたかった。

○富田明裕環境課長 こちらの根拠ですけれども、基準年度と比べまして、例えば電力量ですとか、水の使用量、ガスの使用量などを根拠にCO₂排出の要素を全て計算しまして、そのパーセントを出しております。

以上です。

○杉田源太郎委員 今じゃなくて結構ですけど、電力量だと何キロワット使うとどのぐらい出るよ、CO₂がどのぐらい出るよ、水をこれだけ使うとこれだけ出るよとか、そういう資料をまた後で教えていただければ助かります。

次に、先ほど審査でということになったんですけど、この内部監査というのをやられていると思うんですよ。内部監査というのはどういう体制でどういう部署をどのぐらいやっているのか、それを教えてください。

○富田明裕環境課長 内部監査につきましては、市役所の中で内部監査員を設けて、調査といいますか、同じような審査をしております。課ごとで何年に1度という形で必ず回るような形で年間20課ぐらいを行っております。その中で部と課が集中しないような形でさせていただいております。内部監査員につきましては、環境推進員を経験した者で、研修を環境課の者がやりまして、こういった視点でやってくださいという研修などで内部監査をさせていただいております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 その内部監査の内容というのはどこがチェックするんですか。

○富田明裕環境課長 トータルとして環境課がチェックをやらせていただいております。

以上です。

○杉田源太郎委員 この内部監査をやって、年に20課と言いましたよね。そうすると、その方、20課ってかなりの量だと思うんですけど、相当、監査員の方は、内部監査員ですか、その方というのはほぼ専従みたいな形でやられているということですか。

○富田明裕環境課長 言葉が足りず申し訳ありません。内部監査員は先ほど言いました環境推進員を終えた者で環境課が指定した者なんですけれども、3人体制で4班から5班を組織して、まず各課の内部監査を行います。それについて報告を出していただきまして、環境課が総トータルでチェックをすると、そういうような体制を取っております。以上です。

○杉田源太郎委員 分かりました。確実にそういうルールを決めてやっているということで、内部監査をやって外部監査というのはどのくらいの回数でやるんですか。

○富田明裕環境課長 外部監査につきましては、それこそ今のエコアクション推進事業費の中の大きなものとなります。年1回という形になります。一度は中間審査、そして、その翌年に更新審査という形で毎年行うような形になります。以上です。

○杉田源太郎委員 その外部審査の中でおおむね良好、順調に進んでいると、そういう判断をしていただいたということでもいいですか。

○富田明裕環境課長 委員のおっしゃるとおりです。ガイドラインに適合しているかどうかというのを主にみるのがこちらの中間審査、もしくは更新審査でございますので、外部審査でその結果が出たと考えていただいて結構だと思います。

○杉田源太郎委員 自分もそういう審査をやったことがあるんですけど、自分の反省として、この審査をして、その記録を残して、記録、記録、記録、こうやってやっていたよと、それだけが目的になっちゃうみたいな、そういうことで自分がちょっと陥った時期があったもので、本来、各課ごとに自分たちが何をやらなきゃならないのかということとちゃんとはっきりさせて、職員一人一人がちゃんとそれを理解しながら、本題は何なのかということ、そこを失わないようなチェックの仕方をこれからも続けていただくようお願いして、終わります。

○渋谷英彦委員長 ここで、先ほど秋山委員が質疑して、資料がないということで大石くらし安全課長が後でということと言ったんですけども、その資料が見つかったということですので、ここで答弁をいただきますので、よろしく願いいたします。

○大石一宏くらし安全課長 先ほど、人権相談の1回当たりの単価という御質疑であります。1回当たり1,250円でございます。以上であります。

○渋谷英彦委員長 では、以上で通告による質疑は終了いたしました。質疑、意見を打ち切ります。

以上で認第10号中、市民環境部所管部分の審査を終わります。

以上で市民環境部所管部分の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

以上をもちまして、本日の審査は終了いたしました。皆様、御苦労さまでした。

閉会（14：54）